

東京都庭園美術館

令和9～18年度 指定管理者

提案書類（事業計画書）

団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

所在地 東京都千代田区九段北4-1-28

代表者名 二宮 雅也

本提案書類は、指定管理者選定要項に基づき令和8年6月時点で計画されたものであります。今後東京都の施策や社会情勢の変化を踏まえ、都と綿密に協議し、提案内容を適宜見直しながら、年度の事業計画を立案してまいります。

目次

課題 1	〔前期指定期間（令和3年～令和8年度）の総括〕	1
課題 2	〔管理運営の基本方針〕	
1	管理運営の基本方針と達成目標について	4
(1)	基本方針と達成目標	4
(2)	館の機能の総合的な発揮	5
(3)	「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」の実現に向けた取組	7
2	国内外の施設等との連携の取組（ネットワーク化の推進）について	11
課題 3	〔事業に関する業務〕	
1	旧朝香宮邸の保存及び公開について	13
2	美術作品等の収集について	16
3	美術作品等の分類整理、記録及び保管等について	18
4	収蔵品の収集・選定、保管、再評価、活用等について	19
5	調査研究について	21
(1)	調査研究の方針と体制	21
(2)	調査研究成果の還元	23
6	展示及び展覧会について	24
(1)	魅力的な展示及び展覧会の実施に向けた方針	24
(2)	展示及び展覧会の実施体制	25
(3)	令和9年度及び令和10年度の実施計画	26
(4)	展示及び展覧会の料金設定	27
7	教育普及活動について	28
(1)	教育普及活動の方針と体系	28
(2)	令和9年度の実施計画	30
8	庭園について	32
9	その他の事業について	33
10	人材の育成について	38
11	館の事業を支える仕組みについて	39
(1)	広報の充実	39
(2)	来館を促進する取組	41
(3)	人々の自発的な活動との連携・協力	43
(4)	外部意見等の活用	44
(5)	ニーズの把握と対応	45
(6)	外部資金の導入等による事業の充実	46

課題4 〔館の運営に関する業務〕

- | | |
|------------------------------|----|
| 1 休館日及び開館時間並びに施設の機能向上について | 47 |
| 2 館内サービスについて | 49 |
| (1)来館者への基本的なサービス | 49 |
| (2)ミュージアムショップ、レストラン及びカフェ等の運営 | 50 |
| (3)館内ホスピタリティ等の充実 | 51 |

課題5 〔組織及び人材〕

- | | |
|------------------------|----|
| 1 効果的かつ効率的な執行体制の確保について | 52 |
| 2 明確な責任体制の構築について | 53 |
| 3 専門的職員等の配置について | 54 |
| 4 人材育成の取組について | 55 |

課題6 〔館の管理その他に関する業務〕

- | | |
|------------------|----|
| 1 館の管理について | 56 |
| (1)施設等の管理業務 | 56 |
| (2)危機管理体制の整備 | 70 |
| 2 地域等との連携の取組について | 73 |

課題7 〔自由提案〕

提案課題1 [前期指定期間(令和3年～令和8年度)の総括]

1. 主な実績

(1) 特筆すべき実績

① グランドデザインに基づく取組

令和5年度末に策定した東京都庭園美術館グランドデザインに基づき、館の有するポテンシャルを最大限に引き出していくため、敷地内の回遊性向上と庭園利用の活性化に取り組みました。

令和7年度には、新館前舗装路の新設、庭園南口からの入館を可能にする運用変更などを通じて来館者動線を改善し、令和8年度には正門横の無料エリアに地域住民等が寛ぐことができるスペース(ウェルカムゾーン)を創出するとともに、西洋庭園に降雨や酷暑を避けることができる東屋を整備し、入館へと誘う仕掛けづくりと来館者の鑑賞環境の改善を図り、来館者数の増加に繋げる施設整備を行います。

また、庭園利用の活性化に向け、西洋庭園において庭園マルシェ(令和6年度実施)や夜会(令和7年度実施)などを地域団体と連携して開催し、地域の交流拠点としての機能強化を進めました。



新館前舗装路



夜会

② 館の特色を活かした展覧会の開催

歴史的建造物とアート作品が響きあうような展示や、アトラクティブ性を持たせた解説カードなど、多様な層に働きかける展覧会を開催し、若年層や現代美術のファンなど新たな来館者層を獲得するとともに、継続的に魅力的な展覧会を開催することで右肩上がりに観覧者数が拡大しました。(R3:124→R4:152→R5:166→R6:219千人)

また、当館の空間特性と、それを支える歴史的・文化的文脈を踏まえた展示は非常に高い評価を受け、庭園美術館の新しい可能性を切り開きました。



AtoZ



そこに光が降りてくる



蜷川実花

③ 館のブランドイメージの向上

当館のブランドイメージを向上させるため、SNS(Instagram)の効果的な運用とユニークベニューの利用拡大に取り組みました。

当館の魅力をダイレクトに伝えるようなデザインを目指し、令和5年度にリニューアルしたウェブサイトと連動させ、本館の魅力を伝える魅力的な画像や、庭園の植物を四季を通じて紹介する等、館のブランドイメージに相応しい画像を季節ごとに的確なタイミングで発信することで、Instagramのフォロワー数が10万人を超えました。

また、令和6年度にユニークベニュー事業の制度の見直しを行い、館のブランディング効果を踏まえた制度(※美術館事業に合致する利用)を新設するとともに、使用可能時間帯・使用方法・エリアの拡大といった優遇措置により、ハイブランド等の利用を活性化しました。

④ 茶室の活用

平成28年の耐震工事終了後は、文化財の公開を一義として通年公開するとともに活用にも力を入れ、美術館主催の茶会、茶会体験、トークイベントのほか、若者の参画と国際交流を目的として、都内高校茶道部と大使館との交流茶会等を実施しました。

提案課題1 〔前期指定期間(令和3年～令和8年度)の総括〕

(2) 定量目標達成状況

展覧会観覧者数

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
185,000	123,886	185,000	151,537	185,000	166,194	185,000	219,181

※令和3年4月25日から5月31日まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため全館休館
(令和4年1月11日から3月21日は庭園のみ休園)

(3) 受賞歴

令和6年4月に雑誌『FRaU JAXURY号』の「JAXURY2024アワード」において、最高賞の一つである「唯一無二」部門を受賞。

以下の3点を主な理由として「唯一無二」の価値があるとされ、当館の活動が高く評価されました。

<受賞理由>

- ①宮内省内匠寮の日本ならではの高度な技術やデザインの価値と、アンリ・ラパンやルネ・ラリックらの西洋のアル・デコのみごとな融合
- ②建物自体が重要文化財であり、その中で暮らした人の姿を思い起こしながら、空間自体を作品として体験できること
- ③館全体が近隣の国立自然教育園も含めた一帯の武蔵野の自然保全地域の一部であり、館内の装飾にも植物等のモチーフが多用されていること

※「JAXURY」とは、日本初のオーセンティックなラグジュアリー、「Japan’s Authentic Luxury」という価値を略称にした国際商標登録されている略称造語であり、日本初の、今の時代にアップデートされた世界で輝く「ほんもの」、「これからの日本のラグジュアリー」を新しい価値として、日本のみならず世界に発信するプロジェクト。

慶応義塾大学大学院での研究をもとに、産官学メディアとして令和元年より出版等の活動を開始。令和5年春には文化庁協力のもとJAXURY 英語版を発刊し、世界 58か国の大使館・領事館ほかにも発信しています。

(4) 指定管理者管理運営状況評価

指定管理者管理運営状況評価

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
総合評価	A	A	S	S

<評価区分>

- 「S」…管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
- 「A」…管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
- 「B」…管理運営が良好であった施設
- 「C」…管理運営に良好ではない点が認められた施設

提案課題1 [前期指定期間(令和3年～令和8年度)の総括]**2. 今後の見通し**

グランドデザインに基づくウェルカムゾーン及び東屋の整備により、回遊性が一層向上することで、来館者は邸宅で開催される展覧会と庭園をともに楽しむことができ、施設全体の魅力を幅広く堪能することが可能となります。

また、地域の交流拠点機能強化とユニークベニユーを含めた庭園利用の活性化の取組を併せて行うことで、様々な文化的イベント等の実施を通じて多様な人々が集う文化的都市空間の形成に向けた基盤づくりを加速していきます。

さらに、当館の強みであるアール・デコの建築空間の魅力を伝える展示とともに、それとアート作品が響きあうような空間特性を最大限活かした展示を行っていくことで、従来からの顧客層を維持しつつ、新たな顧客層の開拓にも努めていきます。

3. 次期指定管理に向けて**1. 施設のユニークな魅力を最大限に引き出す**

アール・デコ様式の邸宅であった本館や庭園といったユニークな空間特性を活かした新たな芸術表現に挑み、その成果を広く発信していきます。

令和6年3月に策定した「東京都庭園美術館グランドデザイン」で掲げる「誰にでも開かれた美術館」の実現に向け、館のポテンシャルを最大限向上させる取組を進めていきます。

2. ダイバーシティへの取組の推進

多様な人々に向けた鑑賞機会の拡充を進めるとともに、フラットデーなど共生社会の実現に繋がる事業を開催していきます。

3. 地域文化交流のハブとして機能

ユニークベニユーでの利用を含めた庭園等を活用したイベント開催などを拡充することで、地域の文化芸術のハブ施設として、文化的都市空間の形成を目指していきます。

提案課題2 【管理運営の基本方針】 1 管理運営の基本方針と達成目標について

(1)基本方針と達成目標

1. 基本方針

(1) 役割

庭園美術館は、アール・デコ建築の旧朝香宮邸をはじめとする重要文化財を適正に管理・保存し、調査研究に基づき質の高い展覧会を開催します。緑豊かな庭園の活用や教育普及活動を行うとともに、アクセシビリティへの配慮にも取り組みます。

魅力向上策であるグランドデザインを軸に、多様な空間の特性を活かし、地域との連携事業など芸術文化を通じた人々の交流の機会を創出し、文化的な都市空間の形成と、誰にでも開かれた美術館を目指します。

(2) 基本方針

- ① 重要文化財である建物及び庭園の保存、調査研究とその公開
- ② 装飾美術に基づく新たな価値を今日の社会に活かす展覧会・各種事業の実施
- ③ 文化資源を活用した教育普及等の事業の実施
- ④ 「歴史的建造物」、「装飾美術」、「庭園」を三本柱とする文化的都市空間の形成
- ⑤ あらゆる鑑賞者に開かれた美術館の実現

2. 達成目標

① 重要文化財である本館及び庭園の保存、調査研究とその公開

(1) 旧朝香宮邸の適正な維持管理及び調査研究

- ・重要文化財に指定されている旧朝香宮邸本館・茶室及び緑あふれる庭園について、保存活用計画に基づき適切に維持管理するとともに、歴史的沿革や建築史・美術史の特徴などに関する調査研究を通してその価値を高めていきます。

(2) 建物公開展の実施を通じた重要文化財「旧朝香宮邸」の価値を発信

- ・旧朝香宮邸に関する調査研究の成果を反映した「建物公開展」を開催し、都民共有の貴重な文化遺産に親しみつつ後世に継承するための契機とします。

② 装飾美術に基づく新たな価値を今日の社会に活かす展覧会・各種事業の実施

(3) 装飾美術の観点から内容を選定した企画展覧会を開催し、優れた作品等の鑑賞機会を提供

- ・アール・デコの原点である「装飾美術」の観点から幅広いジャンルの多様な表現を取り上げ、新たな価値の創出へと繋がります。

- ・当館の空間特性を活かし、先端的表現や新たな展示手法の導入を通じて国内外の装飾美術を魅力的なカタチで紹介いたします。【評価指標の例】・・・展覧会事業の基礎的な実績を確保

観覧者数 基準値 年間 192,000人（企画展入場者数 年間 151,000人 建物公開展入場者数 年間 41,000人）

③ 文化資源を活用した教育普及等の事業の実施

(4) 建物や庭園などの文化資源を活用した教育普及等の事業の実施

- ・本館に施された装飾をテーマとしたワークショップや、庭園・茶室を活用した各種イベント等の開催を通じ、文化財の価値や意義を楽しく理解できるよう工夫します。

④ 「歴史的建造物」、「装飾美術」、「庭園」を三本柱とする文化的都市空間の形成

(5) ユニークな空間特性を活かし、豊かな文化的体験の場を提供

- ・庭園や茶室を有する当館のユニークな環境を活かし、伝統文化を学ぶ若年層と在住外国人の日本理解の取組等を繋ぐイベントを開催し、多様な文化的体験を体感できる場を創出します。

(6) 庭園を活用した地域連携事業の実施

- ・近隣の他施設や組織と連携し、庭園を活用した魅力的な事業を開催します。

⑤ あらゆる鑑賞者に開かれた美術館の実現

(7) 共生社会を志向する事業と施設管理

アクセシビリティプログラム&ダイバーシティプログラムの充実

- ・共生社会の課題に対して美術の力で貢献できるよう、アクセスをためらいがちな障害のある方、子育て世代、多様な文化背景を持った方たちも一緒に参加できる各種プログラムを実施し、多様な都民への鑑賞及び体験機会の拡充を図ります。

(8) 様々な媒体を通じた美術館活動の国内外への発信

- ・グランドデザインに基づく回遊性向上の取組や施設全体の魅力をウェブサイトなど多様なメディアで広く紹介し、新たな顧客の開拓に繋がっていきます。

提案課題2〔管理運営の基本方針〕 1 管理運営の基本方針と達成目標
(2)館の機能の総合的な発揮

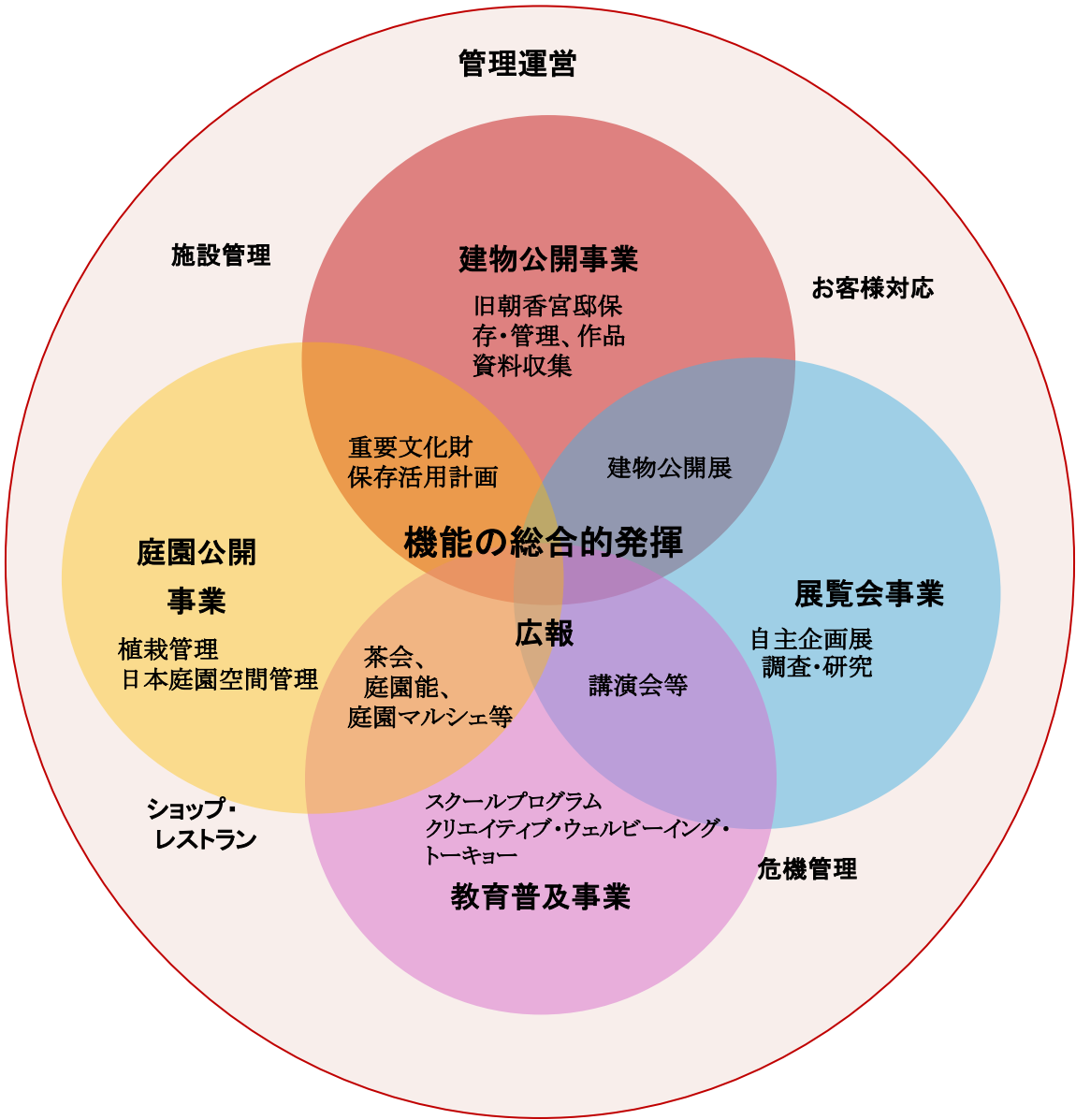
1. 基本的な考え方

庭園美術館は、都心にあって緑豊かなロケーション、本館をはじめとする重要文化財と平成27年竣工の新館、日本庭園や西洋庭園の環境整備が完成した庭園、茶室、新装レストランなど、他に類を見ない恵まれた環境が整っています。

この施設の機能を最大限に引き出すべく庭園美術館では「建物公開事業」、「庭園公開事業」、「展覧会事業」、「教育普及事業」を実施します。これらの4つの事業の柱は、調査・研究に基づき企画され、それぞれがリンクしあいながら魅力的な独自のプログラムを形作っていきます。また、その基盤には、お客様の安心・安全の確保、重要文化財建造物や展示作品の保護を確実に行っていく施設管理、お客様の期待や信頼に応える良質な対応、館の取組を広く発信する広報事業などがあります。

これらが一体となって館の機能を総合的に発揮することで、建物と美術作品、庭園を一体として楽しむことができる東京のユニークな文化資源として東京都の政策を実現させていきます。

東京都庭園美術館の機能の総合的発揮



事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題2〔管理運営の基本方針〕 1 管理運営の基本方針と達成目標 (2)館の機能の総合的な発揮

2. 具体的な展開例

重要文化財の建物群、隣接する現代的空間の新館、緑豊かな庭園、そしてこれらを活用して以下の美術館活動を行うことにより、館の機能を総合的に発揮し、人々が憩い、交流する美術館にしていきます。

(1) 建物公開事業

旧朝香宮邸の歴史ある空間の魅力を伝える

旧朝香宮邸の調査・研究を行い、建物公開展、美術品収集、教育普及事業に展開していきます。建物公開展では朝香宮旧蔵家具やアール・デコの美術工芸品を展示し、新館ではそれらの関連作品を展示することで、アール・デコ建築の魅力を伝えていきます。



(2) 展覧会事業

庭園美術館の可能性を広げる新館の展示

年間3回の自主企画展では、本館の歴史的空間と新館のホワイトキューブの現代的空間とを連動させていきます。

絵画、彫刻、工芸に加え、グラフィックデザインやファッションなど、装飾美術のジャンルを積極的に取り上げることで庭園美術館の独自性を打ち出していきます。



(3) 庭園公開事業

日本庭園としての魅力を伝える整備

日本庭園に空間管理の手法を取り込み植栽管理等により歴史的環境を維持するとともに、庭園マルシェや教育普及活動にも積極的に活用し、ユニークベニューでの利用も促進しながら、季節感と歴史的たたずまいを大切に、人々にやすらぎと地域の賑いを与える文化財庭園を目指します。



(4) 教育普及事業

誰もが楽しめる美術館へ

旧朝香宮邸や展覧会を鑑賞するためのヒントとなるワークショップや対話による鑑賞ツアーなど、子供から大人まで誰もが庭園美術館の魅力を体感できる多彩なプログラムを展開します。

ウェブサイトや印刷物などを通して、美術館の活動を広く発信していきます。



(5) 管理運営

安心・安全を確保し質の高いサービスの提供

あらゆる人に開かれた美術館となるよう、多言語対応やお体の不自由な来館者への対応など、きめ細かなサービスの提供を行います。来館者が美術館で楽しく充実した時間が過ごせるよう、カフェ、レストラン、ショップの運営においては品質向上に努め、質の高いサービスを提供していきます。



提案課題2 「管理運営の基本方針」 1 管理運営の基本方針と達成目標について (3)「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」の実現に向けた取組

「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」の実現に向けた取組

次期指定管理期間において、「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」に掲げられたビジョン・戦略を踏まえ、財団全体で推進する以下の取組に関して、各館のこれまでの豊富な実績や、財団本部におけるアーツカウンシル東京の企画機能を活用しながら、都立文化施設一体となって、事業を推進することで東京都の文化政策の実現に貢献していきます。庭園美術館では、特に取組1、取組2、取組5を推進していきます。

取組1 あらゆる子供に芸術文化の体験を提供し、芸術文化で子供の個性を引き出す

《都の方向性》

- ・芸術文化で子供の個性や多様性を引き出す(【2050東京戦略】戦略15-1.)
- ・キッズ・ユース・プロジェクト(【東京文化戦略2030】戦略1プロジェクト3)

取組2 芸術文化の力で人々のウェルビーイング及び共生社会を実現

《都の方向性》

- ・誰もが芸術文化を楽しめる環境づくり(【2050東京戦略】戦略15-1.)
- ・だれもが文化でつながるプロジェクト(【東京文化戦略2030】戦略1プロジェクト2)

取組3 芸術文化のハブ機能の構築に貢献

《都の方向性》

- ・芸術文化のハブ機能を構築(【2050東京戦略】戦略15-1.)
- ・アート・ハブ・プロジェクト(【東京文化戦略2030】戦略3プロジェクト7)

取組4 総合的な国際文化芸術祭との連携

《都の方向性》

- ・東京のアートシーンを世界に発信(【2050東京戦略】戦略15-1.)
- ・アート&エンターテインメント・プロジェクト(【東京文化戦略2030】戦略2プロジェクト6)

取組5 都立文化施設の運営におけるデジタル技術の活用

《都の方向性》

- ・都立文化施設の収蔵品等のデジタル化やオンラインによる活動紹介など、多様な形態での鑑賞体験を提供(【2050東京戦略】戦略15-1.)
- ・スマート・カルチャー・プロジェクト(【東京文化戦略2030】戦略2プロジェクト4)

取組6 アーティスト・担い手を支援するためのプログラムの実施

《都の方向性》

- ・アーティスト・クリエイターを育成(【2050東京戦略】戦略15-2.)
- ・アーティスト・ステップアップ・プロジェクト(【東京文化戦略2030】戦略4プロジェクト9)
- ・担い手育成・支援&創作環境向上プロジェクト(【東京文化戦略2030】戦略4プロジェクト10)

取組7 アートとデジタルテクノロジーを通じて、人々の創造性を社会に発揮する

《都の方向性》

- ・創作環境を多面的に向上(【2050東京戦略】戦略15-2.)
- ・スマート・カルチャー・プロジェクト(シビック・クリエイティブ・ベース東京[CCBT])
(【東京文化戦略2030】戦略2プロジェクト4)

取組8 江戸文化の魅力発信

《都の方向性》

- ・江戸から続く歴史・文化の発信(【2050東京戦略】戦略15-3.)

提案課題2「管理運営の基本方針」 1 管理運営の基本方針と達成目標について (3)「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」の実現に向けた取組

取組1 あらゆる子供に芸術文化の体験を提供し、芸術文化で子供の個性を引き出す

《都の方向性》

- ・芸術文化で子供の個性や多様性を引き出す（【2050東京戦略】戦略15-1.）
- ・キッズ・ユース・プロジェクト（【東京文化戦略2030】戦略1プロジェクト3）

財団全体では、アーツカウンシル東京に立ち上がった「東京こども芸術文化プラットフォーム『TOKYOカルチャーデビュー』」のもとで、館が実施してきた取組を一層充実させ、子供に関わる社会課題により包括的に対応していくための体制を整備し、都の政策と連携して取り組んでいきます。この取組によって、これまで芸術文化に触れる機会の少なかった子供たちも含めて、より多くの子供たちへ体験機会を提供します。東京都庭園美術館では財団全体の方針を踏まえて、以下のとおり取り組みます。

（１）実施方針

スクールプログラムや子供も参加できるワークショップ・体験プログラムを継続的に実施し、将来にわたって美術や文化財に関心を持ち続ける子供たちの育成に寄与します。特に当館は展覧会で作品を見るだけでなく、文化財建築である本館そのものや、日本文化である茶室、さらに自然豊かな庭園を備えていることから、様々な視点や観点から文化資源に触れることができます。美術作品というとややハードルが高く特別なものという印象を与えがちですが、本館で言えば意匠や文様、様々な建築素材、照明器具など、住宅という身近なものにもいろいろな発見があることに気づきます。茶室という日本建築からは、四季や自然を大切にし、共存してきた日本人の価値観や工夫を学ぶことができます。庭園では街中では見ることのできない植物や四季折々の景観を楽しむことができます。

こうした比類のない文化資源をフルに活用したスクールプログラムやワークショップ等を実施し、子供たちの感性を育むことに寄与します。

（２）具体的な取組例

- ・スクールプログラム（「提案課題3-7-(1)」記載）
- ・やさしい日本語で美術館を楽しむプログラム（「提案課題3-7-(1)」記載）
- ・こども茶会（「提案課題3-9」記載）



スクールプログラム
本館で作品を鑑賞する児童たち



やさしい日本語で
美術館を楽しむプログラム
講師のアーティストと会話する子供たち



こども茶会
保護者のために抹茶を点てる子供たち

提案課題2「管理運営の基本方針」 1 管理運営の基本方針と達成目標について (3)「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」の実現に向けた取組

取組2 芸術文化の力で人々のウェルビーイング及び共生社会を実現

《都の方向性》

- ・誰もが芸術文化を楽しめる環境づくり（【2050東京戦略】戦略15-1.）
- ・だれもが文化でつながるプロジェクト（【東京文化戦略2030】戦略1プロジェクト2）

財団全体では、2050東京戦略における「人々のウェルビーイングの実現」及び「共生社会の実現」に向けて、芸術文化の力やリソースを拡充し、活用するプロジェクトである「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」を推進します。2025年までのアクセシビリティ向上のための対応（文字情報、音声ガイド、触察ツール、センサーフリードリ、やさしい日本語の活用など）の基盤整備をもとに、居場所・コミュニティ・ウェルビーイングの追求のアプローチで上記の二つの実現を目指します。

2025年までの基盤整備を維持、更新し持続しつつ都立文化施設が、

- ▶誰もが年齢や国籍、障害のあるなしを意識することなく
- ▶自分が自分らしくいることができ
- ▶芸術文化の豊かさを享受する場となり
- ▶芸術文化を通してコミュニケーションが生まれ、コミュニティに参加できる場

となることを新しい**誰もが芸術文化を楽しめる環境**と捉え、創出していきます。

庭園美術館では財団全体の方針を踏まえて、以下のとおり取り組みます。

（１）庭園美術館における基本方針

障害の有無や年齢、言葉や文化的背景にかかわらず、だれもが安心して展示やプログラムを楽しめるよう環境づくりを進めていきます。だれもが同じ空間や時間を共有する体験ができ、ともに場に参加できる美術館を目指します。

（２）展開例

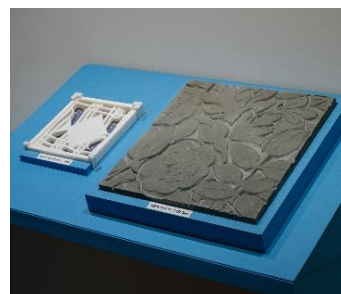
- ・「フラットデー」や「さわ会」、「ゆったり鑑賞日」、「やさしい日本語によるワークショップ」などの「アクセスプログラム」（「提案課題3-7」記載）により、特定の来館者を分けることなく、だれもが同じ場で参加できる取組を実施
- ・聞こえない人、聞こえにくい人もともにプログラムの参加できるよう情報保障を備えたプログラムを継続的に実施
- ・点字や大きな文字の冊子、触知案内図や触察模型など鑑賞支援ツールの整備
- ・鑑賞支援ツールを必要とする人とともに、活用方法の検討やプログラムの開発
- ・伝わりやすいコミュニケーション（やさしい日本語など）の推進
- ・多様な来館者を前提とした館内体制づくり



「フラットデー」のベビーといっしょにミュージアムツアー



「美術館講座」における情報保障（手話通訳及び文字表示支援）



旧朝香宮邸、室内装飾の触察模型

提案課題2「管理運営の基本方針」1 管理運営の基本方針と達成目標について (3)「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」の実現に向けた取組

取組5 都立文化施設の運営におけるデジタル技術の活用

《都の方向性》

- ・都立文化施設の収蔵品等のデジタル化やオンラインによる各館の活動紹介など、多様な形態での鑑賞体験を提供（【2050東京戦略】戦略15-1.）
- ・TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト（【東京文化戦略2030】戦略2プロジェクト4）

財団全体では、「誰もが、いつでも、どこでも芸術文化を楽しめる環境」の実現に向けて、デジタル技術の活用による文化資源の国際的な発信を推進する「TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト」に取り組みます。AIやXR等の技術を活用し、実空間をデジタル上で可視化・分析することで、文化資源の多分野での活用を促進します。これを通じて、リアルとデジタルが融合した新しい文化体験の創出を目指します。

都立文化施設7館で、3つの施策である「文化資源のデジタルアーカイブを整備・拡充」、「デジタル技術を活かした新たな鑑賞体験の創出」、「都立文化施設の魅力をオンラインとオフラインで発信」に基づき、以下5つの活動を一体的に実施することで、「TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト」を推進し、より効果的な情報発信と来館者の体験価値の向上に取り組みます。

●文化資源の公開 ●アーカイブの推進 ●国際的な連携 ●教育分野との連携 ●産学官連携

庭園美術館では、「文化資源の公開」「アーカイブの推進」を進めることで、東京都の政策実現へ向けに取り組めます。

展開例

<文化資源のデジタルアーカイブを整備・拡充>

所蔵作品と所蔵図書のデータベース作成作業を継続し、財団本部が運用する東京都立博物館・美術館収蔵品検索「Tokyo Museum Collection (ToMuCo)」との連携を深め、より多くの情報公開に努めます。

<都立文化施設の魅力をオンラインとオフラインで発信>

旧朝香宮邸の様々な空間について、3Dデータとして民間企業・大学等と連携しながら最新の技術で撮影し、現時点における状態を記録保存することで、将来の保存活用役に役立てます。撮影した3Dデータは、様々な体験型コンテンツとしても活用することにより、旧朝香宮邸全体の価値を社会的資源としてわかりやすくリアルに発信します。



3Dコレクション：香水瓶



3Dコレクション：机、肘掛け椅子、絨毯（書斎）



3Dコレクション：旧朝香宮邸本館

提案課題2 [管理運営の基本方針] 2 国内外の施設等との連携の取組(ネットワーク化の推進)について

1. 実施方針

地域の人々が集う交流の場となり、文化的都市空間の形成に繋がるネットワークを構築していきます。同時に、アール・デコ研究の拠点施設となることを目指し、アール・デコに関する情報と人材のネットワーク化を推進していきます。加えて、都立の文化施設と連携し、音楽・演劇等のパフォーミングアートの発表の場を提供し、多様な芸術・文化の振興を進めていきます。こうした重層的なネットワーク化の取組を通じて、東京の都心地域における芸術・文化のハブ施設としてのプレゼンスを向上させていきます。

2. 具体的な取組

連携先	連携の取組	展開例
都立文化施設との連携	都立文化施設の指定管理者である財団のネットワークを有効に活用し、美術のジャンルに留まらず音楽やパフォーマンスなど異分野の事業を取り入れることにより、多様化する都民の文化のニーズに応えていきます。	
	○都立の美術館・博物館と連携し、積極的な収蔵品の活用を行います。	・他館の収蔵品を利用した展覧会の開催や他館への資料貸出を活性化させるとともに、共催展及び出張展の開催や共同での調査や研究などを行っていきます。
	○都立のホールと連携	・都立のホールに所属する若手演奏家等によるガーデン・コンサートを開催し、西洋庭園利用の活性化を図るとともにアーティストの活動の場の拡充を進めていきます。
	○プログラムの編成、シンポジウム等の共同実施	・アーツカウンシル東京や各館と連携し、若手支援、国際交流などのプログラム編成、シンポジウム等を開催します。
	○財団全体の広報を活用し、幅広く都民に庭園美術館の魅力を伝えていきます。	・サマーナイトミュージアムや年間スケジュールなどのプレスの中で当館ならではの魅力を伝えていきます。
	○近隣館との連携	・東京都写真美術館と連携した「おとなり美術館散歩」のような取組を継続して行い、恵比寿・白金台地域全体での回遊性の向上を進めます。
	○若手アーティストなどの発表の場の提供	・TOKASや財団の他施設で紹介している若手アーティストなどの発表の場として庭園や正門横スペースを提供し、アーティストの育成に寄与します。
	東京都の文化政策を実行していくために、文化施設のスケールメリットを活かした事業に積極的に参加していきます。	
	○アーツカウンシル東京と連携し、クリエイティブ・ウェルビーイング・トークショー事業やアクセシビリティの向上に積極的に取り組み、の推進に寄与していくとともに、庭園美術館をあらゆる鑑賞者に”開かれた美術館”としていくための取組を進めます。	・外国人や視覚・聴覚障害者等に向けて庭園美術館のアプリの改修と機能拡充を図ります。 ・本館第二階段に手摺を設置するとともに、外倉庫公開の前提となるスロープ設置等の検討を行う他、細かな段差の解消にも取り組みます。 ・災害弱者への対応を含む避難訓練を継続的に行うことを通じて、日常的な運営に反映していきます。 ・目黒駅からのシャトルバスの運行や館近隣にバス停を誘致する検討を行い、車いす利用者等歩行に困難を伴う来館者への対応を進めます。
	○Welcome Youth事業	若年層が自らの意思で芸術文化に触れ、文化に親しむきっかけを創出するため、18歳以下を対象として、春休みの時期に都立文化施設で一体的に無料招待等を行います。
	○パートナーシップ事業	都内及び近隣の大学等を対象に会員制度を設けることで、大学生や専門学校生等の若者や、教職員等の教育関係者が都立文化施設を気軽に活用し、芸術に触れる機会を提供します。
	○サマーナイト・ミュージアム	都立の美術館・博物館で一体的に開館時間を延長し、期間中に、ロビー等で都立の東京文化会館や東京芸術劇場と連携したコンサートを開催することで、東京のナイトタイムエコノミー活性化に貢献します。
事業者名・団体名		公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題2 [管理運営の基本方針] 2 国内外の施設等との連携の取組(ネットワーク化の推進)について

連携先		連携の取組	展開例
都立文化施設以外の施設等との連携	海外及び国内	○アール・デコの国際的な研究拠点として地位を確立し、国内外の文化施設との連携を強化する。 ○国内外の多様な文化機関等と連携しジャンルを融合させた展覧会の開催や巡回展、共同制作など、多様な取組を展開する。	
		○共同研究等を通じた海外施設とのネットワークの構築	パリ装飾美術館(フランス)やアンパン男爵邸(ベルギー)など、アール・デコや装飾美術に関連する施設と共同研究を実施するとともに、調査成果を展覧会や紀要・書籍のかたちで発信します。
		○職員の海外派遣と国際ネットワークの構築	職員を海外研修や調査研究へ派遣し、国外の美術館・博物館との連携を強化。将来的には共同研究や共同展覧会の開催を目指していきます。
		○アール・デコ研究の拠点施設化を推進	アール・デコの専門図書室を目指し、資料収集を通じた国際的なネットワークの構築と収蔵品の研究成果の多言語化を進め、資料検索システムの充実により一般利用や海外からのアクセスを強化していきます。
		○調査研究	・地方美術館と国内巡回展を共同で企画・実施します。 ・文化財建造物を展示施設に活用した施設とのノウハウ共有を進めます。 ・館同士のコレクションの貸借による調査を行い協力関係を構築します。 ・大学、研究機関、シンクタンク、企業等との共同調査等を行っていきます。
		○人材交流	・インターンシップを積極的に受け入れていきます。 ・研修制度を活用した、歴史的建築物を文化施設として活用する国内外の類似施設への職員派遣等により関係性を構築していきます。
		○講演会、シンポジウム、カンファレンス(学会会議)等の開催	・館内施設を活用し、研究者を迎えた専門領域の研究会を開催します。 ・外部協力機関と連携し、館外での開催も併せて実施します。 ・国内外からセミナー・シンポジウム等の実施に協力します。
	都内及び地域	○地域における賑わいの中心となるとともに、文化・芸術のハブ施設となる。 ○民間団体、企業、公的機関問わず、地域に根差した文化の連携ネットワークを構築する。 ○多様な芸術や文化に絶えず触れることができ、人々が集い、そこでの交流が創造の基盤となる文化的都市空間の素地を構築する。	
		○庭園マルシェ	キッチンカーやブースが出店し、ワークショップ等も行うイベント「庭園マルシェ」を近隣の商店や駅などと連携して定期的に開催します。アートイベントも絡ませ、庭園に賑わいを創出します。複数団体が参画する運営主体の形成を目指し、取組の頻度や規模を拡充します。運営主体の形成への移行については、関係団体との調整を段階的に行い、持続可能な事業フレームを確立していきます。
		○商店街や駅、教育施設等との連携	・近隣の商店会等と連携した地域住民が参画しやすいイベントやJR目黒駅や映画館等の文化施設などと、参加型の共催イベントを開催していきます。 ・近隣の相互割引対象施設をさらに増やし、回遊を促進します。
		○文化交流・国際交流	・各国大使館等が集中する立地を活かし、地域の文化交流・国際交流の拠点として機能する仕組みを整備します。 ・日本庭園や茶室を活用し、海外からの来館者を対象とした異文化体験イベントの開催などにも積極的に取り組んでいきます。
		○THE TOKYO PASS	東京の都立・国公立・私立の文化施設へ入場できるインバウンド向けの周遊パスに加盟し、東京を訪れる外国人観光客へ芸術文化を鑑賞する機会を提供します。
		○東京・ミュージアム ぐるっとパス	都内及び近県の美術館・博物館等の共通入場券、割引券である「ぐるっとパス」に参加し、より多くの方に来場いただけるよう周知を図ります。
事業者名・団体名		公益財団法人東京都歴史文化財団	

提案課題3【事業に関する業務】 1 旧朝香宮邸の保存及び公開について

1. 修復・復原

1933年(昭和8年)に旧皇族朝香宮家の本邸として完成した本館は、1920年代から30年代にかけて欧米を中心に流行した「アール・デコ」の影響を直接的に伝える稀有な建築例として、国の重要文化財に指定されています。当館では、世界的にも貴重なこの歴史的建造物「旧朝香宮邸」を美術館として活用しつつ、良好な状態で後世に引き継ぐため、建物の適切な保全と計画的な修復・復原作業に取り組んでいきます。

(1) 基本方針

当館では、東京都による保全計画の策定及び予算措置に際し、これまで培ってきた旧朝香宮邸維持管理の経験を活かした専門の見地から情報を提供するなど、計画に積極的に協力します。また、建物の修復・復原にあたっては、長年に渡り蓄積された調査研究の成果や資料に基づき、東京都と連携して文化財の価値をより高めるよう配慮しつつ実施します。

令和7年度に東京都が発行した「旧朝香宮邸(東京都庭園美術館)保存活用計画」に定められた、「朝香宮家が暮らした創建当時の旧朝香宮邸の景観や意匠を尊重し、後世に伝える」ことを建物保存管理の基本方針としています。昭和8年の創建時から昭和22年の皇室離脱まで宮邸として使用され、皇室離脱後は所有者が変わり、首相公邸や国賓・公賓の迎賓館、その後美術館へと用途を変え、そのたびに部分的な改修が行われてきました。以上の背景をげんに踏まえ、保存管理の対象とすべき具体的な年代設定は、建物竣工時の昭和8年から昭和22年までの宮邸として使用された期間とされました。

同計画では、基本方針に沿って館内各部を「特別保存部分」「保存部分」「保全部分」「その他部分」に分類しています。「保存部分」は創建当時の雰囲気を比較的良好に留める箇所とされ、このうちフランス人装飾美術家が内装を手がけ、当館内でも極めて重要度の高い空間については、「特別保存部分」として将来に渡って現状の景観を保存することが求められています。

これまでの改修等で創建当時の雰囲気が部分的に失われている箇所は、「保全部分」として現状を大きく損ねないよう注意を要するとともに、場合によっては復原を行って旧状に戻すことも検討すべき箇所とされています。

他方、当時の雰囲気が完全に失われている箇所については、「その他部分」として、美術館施設としての今後の活用や安全性の向上のため、必要に応じて改修等を行うことが可能とされています。

当館では、以上の分類に従って、各室の特性に応じた日常の建物保全業務を実施するとともに、必要に応じて建物の修復や復原を行っていきます。

朝香宮邸の修復・復原にあたっては、「旧朝香宮邸(庭園美術館)保存活用計画」に定められた建物保存管理の基本方針を遵守しつつ、東京都が策定する中長期の建物保全計画及び改修計画に沿って適切に実施します。

貴重な文化財を後世に確実に継承しつつ、充実した文化施設としての活用を図るためには、建物を維持管理するための計画的な改修工事や機能向上のための各種工事の実施と、これらを適切に実施するための中長期的な保全計画の策定及び予算措置が必須となります。

中長期的な保全計画策定にあたり、これまで重要文化財としての旧朝香宮邸の改修等を長年行ってきたことによるノウハウの蓄積を活かし、日常的な使用による劣化の修繕、2～3年ごとに行う予防修繕、5～10年スパンで必要とされる外壁塗装やシーリング、屋上防水の打ち直しなどを盛り込んだ旧朝香宮邸の長期修繕計画を都に提案するとともに、都との役割分担に基づき、適切に計画的な修繕を実施していきます。また、この計画を基に、予算要求→基本設計・実施設計→工事のサイクルに積極的に関与していきます。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題3〔事業に関する業務〕 1 旧朝香宮邸の保存及び公開について

(2) 具体的な取組

日常的な維持管理や修復・復原の実施に当たっては、以下の点に留意しつつ業務を遂行します。

- (1) 当館建物に精通した学芸員による日常の巡回業務を通して、異常の有無や劣化個所の早期発見と把握に努め、汚損・破損等による文化財へのダメージを最小限にとどめます。
- (2) 当館学芸員によって定期的に館内劣化個所の調査を実施(年4回程度)し、現状の記録と情報の共有を行います。
- (3) 虫害や結露等、当館の立地環境に起因する外的な劣化要因に対しては、建物維持管理業務を担当する職員と連携して速やかに対応策を講じます。
- (4) 自然劣化による建物の損壊等については、関係機関や外部専門家と情報を共有しつつ、規模や内容に応じて適切な修復措置を講じます。
- (5) 故意や過失による建物の損壊等、文化財保護上極めて重大な事案が発生した場合は、速やかに関係機関に報告するとともに、被害を最小限に止める措置を直ちに講じます。
- (6) 「朝香宮邸新築工事録」(宮内庁書陵部所蔵)や「御新築関係費書類」(日本大学図書館生産工学部分館所蔵)ほか、建物造営時資料の調査研究を通じて竣工当時の素材や技法の把握と解明に努め、それぞれの特性に応じた日常のメンテナンスや修復・復原を行います。
- (7) 東京都の指導の下に、文化財建造物修理主任技術者や研究者等と連携して本館建物の調査を定期的の実施し、現時点での課題の把握や中長期的な保全計画の作成に繋がります。
- (8) 現時点で未公開となっている箇所の修復・復原を計画的に実施し、文化財としての本館建物の魅力と価値の向上を図ります。
- (9) 建物と併せてオリジナルの家具や調度類の収集・修復に努めます。

2. 中長期修繕計画

貴重な文化財を良好な状態で後世に引き継ぐため、当館では文化庁や東京都、公益財団法人文化財建造物保存技術協会等の関連機関と連携しつつ、建物の中長期的な修繕計画に沿って計画的に作業を行っていきます。

提案課題3〔事業に関する業務〕 1 旧朝香宮邸の保存及び公開について

3. 旧朝香宮邸の公開

(1) 実施方針

「旧朝香宮邸」を良好な状態で後世に引き継ぐためには、文化財としての価値を広く伝え、正しく理解する機会が必要です。当館では、年に1回建物そのものに焦点を当て、歴史的沿革や建築史・美術史の特徴ほか多様な観点から紹介する建物公開展を実施します。併せて建物の特徴や内部に施されている装飾をテーマとしたワークショップ等を開催し、楽しみながらその価値を自然に理解できるよう促します。また、本館建物とともに文化財指定を受けている芝庭・日本庭園と茶室についてもその価値を紹介する機会を設け、来館者の関心を喚起していきます。あわせて、現在未公開とされている諸室について、公開することで生じる文化財への影響などの調査を行うことを通じて、公開エリアの拡大を検討していきます。

(2) 具体的な取組

(1)建物公開展の実施

- ①年1回建物そのものを紹介する展覧会を開催
- ②建物の沿革や価値、建築的・美術史的特徴を理解するための関連作品・資料を展示
- ③会期中、本館3階のウインターガーデンを公開
- ④学芸員によるギャラリートークを実施し、見どころや特徴についてわかりやすく解説
- ⑤建物に関する最新の研究成果等を反映し、文化財としての意義や価値の向上に寄与
- ⑥展覧会の鑑賞体験をより豊かなものにするために、先進の科学技術を積極的に展示に導入
アーツカウンシル東京のTOKYOスマート・カルチャー・プロジェクトにおける3D化事業と協働し、当館所蔵の「香水塔」等をAR等の技術を通して体験する機会を提供した経験を踏まえ、今後も来館者の鑑賞体験をさらに充実させる先進技術とのコラボレーションを推進する。建物公開展をよりインタラクティブなものへ

(2)ワークショップほか関連事業の実施

- ①建物公開展の会期中、旧朝香宮邸の建築や装飾をテーマとしたワークショップを実施
また、保存活用計画を踏まえた上で、非公開部分を含めガーデン・ツアー等で特別公開することを検討
- ②当館内のみならず、レストランやカフェとも連携し多様なプログラムを提供
- ③空間的特性を活かしたミニコンサート等を実施し、他では得られない体験の場を提供

(3)その他

- ①歴史的建築物を文化施設として保存・公開している国内外の類似施設との情報共有
- ②国内外研究機関や組織等への積極的協力(例:使用石材の調査、所蔵資料の公開など)
- ③旧朝香宮邸及びアール・デコをはじめとする美術分野に関する研究成果の公開(年報・紀要上への掲載、学会発表など)

(4)庭園と茶室の魅力向上

- ①当館のスケールメリットを活かし、庭園・茶室を作品の展示スペースとしても活用
- ②庭園・茶室の歴史的沿革や特徴を特集する展示を企画し、文化財としての価値を発信
- ③アート・コミュニケータと連携した庭園鑑賞ツアーを実施し、新たな楽しみ方を提案
- ④造園管理スタッフとの連携によるガーデニング講座の開催



提案課題3〔事業に関する業務〕 2 美術作品等の収集について

アール・デコの邸宅を活用した美術館としての付加価値を高め、建物公開展の充実を図る目的で、旧朝香宮邸やアール・デコに関連する工芸品・家具・資料などを収集します。
このための継続的な調査・研究も実施し、その蓄積によって建物公開展をより魅力あるものとしていきます。

1. 実施方針

作品の収集は購入・寄贈・寄託によるものとし、当館において候補を選定の上、東京都が設置する「東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会」における審議を経て収集し、所定のプロセスにより登録を行っていきます。
候補作品の選定に当たっては、以下の観点に基づき実施します。

- (1) 旧朝香宮邸旧蔵資料及び美術品等資料の収集
- (2) 旧朝香宮邸建設に関わったアーティスト及び団体が制作した美術品等資料の収集
- (3) アール・デコ様式との関連を有する美術品等資料の収集
- (4) 建物公開及び庭園公開事業で必要とされ、芸術的及び資料的価値が高いと認められる美術品等資料の収集

2. 実施体制

(1) 購入

- ① 当館内で旧朝香宮邸の建物公開事業に必要な作品資料を調査し、候補作品を選定します。
- ② 候補作品を東京都に推薦の上、東京都が設置する「東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会」に付議します。
- ③ 委員会での収蔵決定後、必要となる事務手続きを行います。
- ④ 作品を取得し、収蔵作品として登録後、適切な環境・方法での保管及び活用を行います。

(2) 寄贈

- ① 所蔵者より寄贈の申し出を受けた作品・資料について、当館内で検討し収蔵の可否を判断します。
- ② 候補作品を東京都に推薦の上、東京都が設置する「東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会」に付議します。
- ③ 委員会での収蔵決定後、必要となる事務手続きを行います。
- ④ 作品を取得し、収蔵作品として登録後、適切な環境・方法での保管及び活用を行います。

(3) 寄託

- ① 所蔵者より寄託の申し出を受けた作品・資料について、当館内で検討し受託の可否を判断します。
- ② 候補作品を東京都に推薦の上、東京都が設置する「東京都庭園美術館美術資料収蔵委員会」に付議します。
- ③ 委員会での受託決定後、必要となる事務手続きを行います。
- ④ 作品を所蔵者より預かり、収蔵作品に準じて適切な環境・方法での保管及び活用を行います。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3〔事業に関する業務〕2 美術作品等の収集について

(4) 収集までのプロセス

購入作品

寄贈作品

寄託作品

【情報収集の手段】⇒ 各候補作品に関して、専門知識を有する当館職員が情報の収集・確認を行う。

- ①国内外諸機関・ギャラリー等における作品・資料調査、ならびに作家遺族・関係者、個人コレクター等からの情報収集。
- ②国内外諸機関・ギャラリー、作家遺族・関係者、個人コレクター等からの収蔵打診。
- ③旧朝香宮邸関係者からの作品・資料提供。
- ④他美術館からの情報提供。

【対象作品の検討/折衝】

- ①専門知識を有する当館職員によって、作品の美術的価値や展示利用の方法、研究上の意義、普及事業への活用、保存上の課題点の有無など広範な観点から検討を加え、対象を精査し絞り込む。
- ②購入の場合は、価格の妥当性を調査(市場の情報や他施設等の事例に関する情報収集)をする。
- ③所有者と折衝し、意向を確認して当館が収蔵することへの調整を行う。

再検討

- ①引き続き調査を行い、作品・資料の収集意義について検討。
- ②さらに相応しい作品・資料が収集可能かどうか照会・調査する。

再検討の結果、相応しくないと判断された場合には、収集候補から外し所蔵者に連絡。

収集候補リストの一次作成 ⇒ 東京都への報告

【収蔵委員会準備】

- ①作品・資料等の情報整理、作品関連情報(来歴、文献調査、出品歴等)の詳細確認。
- ②所蔵者情報の確認、特に購入の場合には、作品・資料の来歴や情報の信頼性、コンディション等について慎重に検討を行う。
- ③画像の入手(事前調査時の画像や過去の出品展覧会図録・画集などの確認、所蔵者からの提供)。
- ④提示価格の最終確認。他美術館の事例やオークション価格等の確認。

購入の場合には、他に関連作品及び資料等の寄贈・寄託が可能かの打診・折衝を行う。

収集候補最終リスト・資料の作成／開催準備

作品輸送・美術館への搬入の手配
 購入 ⇒ 購入先に輸送を依頼
 寄贈・寄託 ⇒ 美術館で輸送を手配

東京都が設置する収蔵委員会・収集部会／評価部会開催の支援

否決

作品返却

承認

購入

契約

寄贈・寄託

寄贈書・受託依頼書の受理

受入

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3〔事業に関する業務〕 3 美術作品等の分類整理、記録及び保管等について

1. 実施方針

- ① 建物公開事業の充実のため、専門知識と経験を活かし、作品資料を適切に保管します。
- ② 展示と調査研究に活用するため、作品資料を分類整理し、記録します。
- ③ 都民共有の文化遺産として、作品資料を後世に継承します。

2. 具体的な取組

資料管理業務は、専門領域と文化財保存科学領域双方の知識と経験を有する学芸員が、以下の手順で行います。

(1)分類整理

- ① 購入、受贈時の資料や、美術資料収蔵委員会への付議に際して作成した資料の分類整理。
- ② 収蔵品検索システムにより、作品・資料の情報をデータベース化。
基本的なデータのほか、展示歴や貸出記録、状態などを適宜追加。
- ③ 作品の状態については、写真を添付した基本台帳にて管理。
- ④ 作品、作家にまつわる資料をファイリングに加えデータ上でも保管。
- ⑤ 印刷物にも使用できる高解像度の画像のデジタル撮影を行い、管理します。

(2)保存管理

- ① 収蔵庫の定期的な設備点検(温湿度、空気環境管理、害虫調査)により、作品や資料にふさわしい安定した収蔵庫を維持するとともに、災害や盗難などの危険を防止。
- ② 収蔵庫の開扉権限を実務に当たる学芸員のみとしたセキュリティ管理体制を構築。
- ③ 台帳による収蔵場所管理、入出庫管理で、資料の紛失の危険性を防止。

(3)棚卸

美術品の棚卸は年に1回、年度末に担当者により実物を確認しながら行い、棚卸報告書を作成。

(4)クリーニング・修復

- ① 美術作品の保全
ICOM(国際博物館会議)が提唱する、国際標準としての美術作品保全に関する環境や取り扱い方法に準拠しつつ、業務を遂行。作品修復については、必要に応じて順次実施。
- ② 修復が行われた場合、その記録を作成し保管。

(5)展示・貸出

収蔵品については建物公開事業で展示などに活用。

収蔵品の貸出については、都の定める業務実施要領に則り、館内部規定を整備してこれに基づき実施。

出品要請があり、貸出が可能な場合は以下の手順で当該作品・資料を貸与。

- ① 美術館などからの作品貸与申請(先方書式による)を受理。
- ② 作品の状態、使用予定の確認、貸与先の運営体制や展示環境を確認。
- ③ 上記②の確認により貸与が可能と思われる場合、副館長決裁により意思決定。
- ④ 館長名で「出品承諾書」を発行。
- ⑤ 先方担当者立会の下に、貸与から返却時まで、美術品の取り扱いに慣れた業者による梱包、輸送、展示撤去作業を実施。作品の外部貸与に際し、作品資料の購入金額または受贈時の評価金額を基準として設定した評価額に基づき保険を付与。このための費用はすべて申請者の負担とし、併せて貸与中の全責任は申請者が負うこととします。

また、当館の展示テーマにふさわしい作品について、館外からの借受も行います。

【特別利用】

- ① 調査研究など外部からの要望に応じ、特別利用(撮影・複製・写真原版(ポジフィルム)の利用・閲覧)を実施。
- ② テレビ番組の制作、書籍等の発行など、写真原版の商業利用の場合に「イメージライセンス」事業として有料で画像を貸出、資料を有効活用。

提案課題3 [事業に関する業務] 4 収蔵品の収集・選定、保管、再評価、活用について

1. 実施方針

「都立文化施設運営指針」を踏まえ、財団全体で収蔵資料の収集・保管・活用等の主要課題に関して、以下のとおり課題解決に取り組んでまいります。

- (1) 都立文化施設の連携を強化した全館横断型の「東京都コレクション検討会」を設置し、収蔵資料の効率的な収集と収集後の効果的な活用を促進します。
- (2) 今後の収蔵スペースを効率的に確保するため、各館共通の外部収蔵庫の導入・運用を図ります。
- (3) 再評価の仕組みを導入し、教育目的利用等がふさわしい資料は、新たなカテゴリーを設け、保管管理も分け、積極的な活用を図ってまいります。
- (4) 再評価により劣化が著しい等、保存・活用の見込みがないと判断される資料については、「除籍」を検討します。

2. 具体的な取組

(1) 戦略的な資料収集・選定

都立文化施設全体としての戦略的な資料収集・選定を実施すべく、資料収蔵委員会に先立ち各館収集方針に基づいた「東京都コレクション収集活用方針案」を財団本部で作成し東京都へ提案いたします。その後、都が開催する各館収蔵委員会において、実物を確認した上で収集内容・評価額を決定します。(各館の収蔵委員会等については、各館の提案書をご覧ください。)

- ① 通年業務: 各館で、収集方針に基づいた収集候補内容の選定、選定候補リストの作成(購入・寄贈等)
(各館収集方針: 江戸東京博物館収集方針・現代美術館収集方針・写真美術館収集方針・庭園美術館収集方針)



- ② 財団本部が「東京都コレクション検討会」を開催 ※副理事長、総務部長、企画部長、各館副館長等の参加
- ・各館の収集方針や次年度の戦略的収集候補案に基づき、次年度の「東京都コレクション収集活用方針案」を検討
 - ・東京都コレクションの横断的な収集の調整(各館収集候補情報の共有・意見交換、重複等の回避、収集後の活用など)
 - ・購入予算の配分や、緊急時の購入引き受けに関する相互調整
 - ・コレクション管理体制の確認・課題検討・調整



財団方針案を都へ提出

- ③ 東京都による各館収蔵委員会等の実施

(2) 効率的な収蔵スペースの確保

今後の収蔵スペースの効率的な確保のため、都立文化施設共通の外部収蔵庫導入を提案します。共通化により、効果的な設備投資や空間活用が可能となります。

また、当館及び今後の各施設の将来の改修工事等を見据え、共通の外部収蔵庫導入に向けた収蔵計画の策定を以下のとおり進めてまいります。

- ・共通の外部収蔵庫の管理・運営スキームの検討・調整
- ・各本館収蔵庫と外部収蔵庫の包括的管理を目指し、各館学芸員等の増員を検討
- ・共通の外部収蔵庫における収蔵品の保存と活用のため、専門人材(コンサバター、レジストラ等)の配置を検討
- ・共通の外部収蔵庫導入のための区画整理・改修工事に向けた調整
- ・共通の外部収蔵庫導入後の着実な運用

そのほか、将来的な活用の見込みが薄い寄託資料については、返還を推進します。

提案課題3 [事業に関する業務] 4 収蔵品の収集・選定、保管、再評価、活用について

(3) 再評価の導入と除籍

- ・博物館・美術館の収蔵資料について、都の定める要領に基づき再評価/除籍の手続きを行います。
- ・都と協議の上館内規程を定め、候補資料の選定基準を設定し、運用します。
- ・収蔵資料の再評価及び除籍のプロセスを記録し、保存します。

○再評価の考え方

- ・文化財としての保存よりも教育目的利用等に活用が見込まれる場合
- ・多数の同資料の所蔵等により、他機関への移管等によって活用が見込まれる場合
- ・複製品等により、文化財としての価値が認められない場合
- ・収蔵庫内や他資料に汚染等の悪影響をもたらす場合
- ・予期せぬ被災等により修復が不可能な状況に陥った場合
- ・収蔵し続けることが法令等に反する場合(窃盗・略奪・贋作等)
- ・その他、資料番号の統合(資料管理の効率化、資料効果の質の向上)

※活用資料(仮)として積極的な活用

※万が一の災害等の状況にも対応

○除籍の考え方

- ・劣化の著しい、他に悪影響を及ぼす資料等について、除籍及び処分等を当館にて検討します。
- ・除籍の基準については、国内外の動向を踏まえ、関連する学術分野の規範や倫理等を参酌し、都と協議の上設定します。
- ・該当がある場合には候補資料を選定し、学識経験者に意見を聴取します。

(4) 再評価後の資料の活用について

- ・再評価により、教育目的利用等がふさわしい資料は、「長期貸与」「移管」などの区分を設け、積極的な活用を図ってまいります。
- ・具体的には、他機関での活用が見込まれる資料についてリストを作成し、区市町村の博物館や公民館、学校団体等での教育資料としての貸与を促進します。



再評価後資料の活用イメージ
(「大島開発総合センター大集会室でのえどはく移動博物館」)

提案課題3〔事業に関する業務〕 5 調査研究について

(1)調査研究の方針と体制

1. 実施方針

庭園美術館を運営していく上で大切なことは、重要文化財旧朝香宮邸の建築とその歴史、それが誕生した時代の芸術に対する深い理解と見識を持つことと考えます。

また、文化財であり、築80年を超えた歴史的建造物である施設を美術館として活用していくことは、他に例がなく、独自に研究を深めて適正な展示活動を行う必要があります。

当財団は、重要文化財旧朝香宮邸を有効に活用し、文化財的価値を後世に伝えていくため、庭園美術館事業の基礎となる調査研究を以下の方針で行います。

- 1 建物公開事業に資する調査研究
- 2 展覧会事業に資する調査研究
- 3 庭園公開事業に資する調査研究

具体的取組

(1) 建物公開事業に資する調査研究

- ① 旧朝香宮邸建造に関する調査研究
資料調査、建物の素材や技法調査、保存・修復方法などの調査など
- ② 「現代装飾美術・産業美術国際博覧会(通称:アール・デコ博覧会)」及びアール・デコに関する調査研究
旧朝香宮邸に関連した作家をはじめとし、アール・デコに関連する文献や作品の実地調査など
- ③ 旧朝香宮邸と同時代の近代建築に関する調査研究
- ④ 美術品収集に関する調査研究
朝香宮邸旧蔵品やアール・デコ関連の作品・資料等
- ⑤ 文化財建造物の活用に関する調査研究
類似施設の取組調査など

(2) 展覧会事業に資する調査研究

- ①アール・デコ期の美術
アール・デコ期のデザイナー/アーティスト
- ②展覧会事業に紐づく近現代芸術全般
あらゆるジャンルの芸術を装飾美術の視点で調査研究
- ③作品保存、展示環境
展示照明、温湿度、虫害、バリアフリー等に関するセミナー等への参加

(3) 庭園公開事業に資する調査研究

- ①作庭意図
日本庭園、芝庭など歴史的景観の土地沿革と作庭意図について
- ②茶室の建築的特色
立礼席を持つ宮家の茶室としての建築的特色

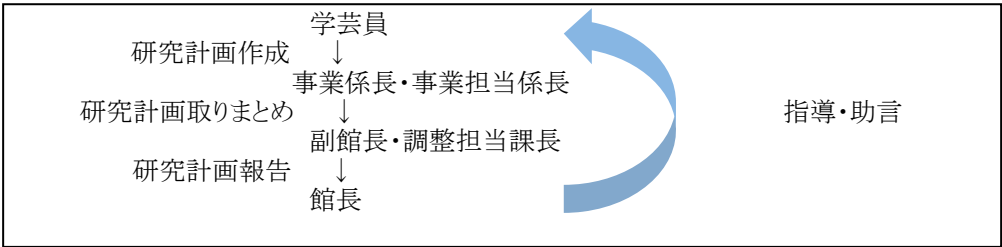
提案課題3 〔事業に関する業務〕5 調査研究について

(1)調査研究の方針と体制

2. 実施体制

(1)館内体制

- 庭園美術館学芸員が研究計画に基づき、個別またはグループによる調査活動を行います。
- ・学芸員全般
旧朝香宮邸の歴史的変遷や素材・技法調査、保全に関わる情報収集及び、美術品購入、鑑賞環境の改善のための調査研究を行います。
 - ・展覧会担当
展覧会事業実施のための調査研究を行います。
 - ・教育普及担当
教育普及事業、庭園公開事業実施のための調査研究を行います。



(2)館外との連携

テーマに応じて、国内外の美術館や大学などの研究機関、研究者、技術者との連携を図り、共同研究の可能性を継続的に推進していきます。

また、財団職員の海外派遣研修制度を活用しつつ、大学等の研究者が実施する科研費研究会の動向を把握し、参加の機会を検討することで、他機関との協働を通じた専門領域研究の深化を目指します。

・建物・庭園の保存・管理に関する調査研究

- 東京都教育庁文化財担当学芸員
文化財の保存に関して
- (公財)文化財建造物保存技術協会
文化財の修復に関して
- (公財)東京都公園協会
文化財庭園の管理に関して

・展覧会及び美術館事業に関する調査研究

- 全国美術館会議
専門分科会や講演会への参加
- 美術館連絡協議会
企画提案や大会などへの参加
- 大学等教育機関
建築史的な観点からの指導・助言など
教育普及プログラムなどに関する協力

提案課題3 「事業に関する業務」5 調査研究について (2)調査研究成果の還元

調査研究成果は美術館活動のあらゆるところに結び付き、還元されています。特に、重要文化財旧朝香宮邸の保存、展覧会活動、教育普及活動など美術館事業への還元と、これらの美術館活動を恒常的に広く周知し、情報提供していくことが還元の大きな柱であると考えます。そのため、様々な手段や媒体を通じ、来館する人々から、地方や海外に暮らす人々に向けて積極的に情報を提供していきます。

1. 美術館事業への還元

(1) 展覧会の企画・立案・実施

(1) 建物公開展の実施

重要文化財旧朝香宮邸の文化財的価値を、定期的に行われる建物公開展における作品資料展示、講演会やギャラリートークなどを通じ広く還元していきます。

(2) 企画展の実施

調査研究に基づく企画展の企画立案を行います。また、外部連携を通じ当館のテーマに即した共同企画展を誘致し、積極的に関わりながら事業を実施していきます。

(2) 教育普及

建物の特色や歴史、その時代の芸術を、体験型ワークショップなどを通じて、わかりやすく伝えていきます。また、社会包摂の観点からあらゆる人々に親しんでいただく教育普及活動に取り組みます。

(3) 重要文化財旧朝香宮邸の保存

文化財建造物の保存・修復においては、文化庁、教育庁、文化財建造物修理主任技術者と連携しながら、適切な文化財管理へ還元していきます。

2. 情報提供としての還元

(1) ウェブサイト(多言語対応)

ウェブサイトで旧朝香宮邸や美術作品の情報を発信します。

(1) 旧朝香宮邸に関する情報提供(6か国語対応)

旧朝香宮邸沿革、旧朝香宮邸の内装にかかわった人々、土地・建物の沿革、設計概要など

(2) 収集作品資料に関する情報提供(日・英対応)

館で収集・保管している美術品及び資料等、約210件のデータを「東京都庭園美術館コレクションサイト」としてウェブサイト上で公開しています(新収蔵品についても随時、更新)。

(3) アール・デコ関連図書についての情報提供(日・英対応)

所蔵している図書資料のデータベースをウェブサイト上で公開し、レファレンスにも対応いたします。

(4) 館事業に関する情報提供(日本語のみ)

館事業の総覧として「年報」をウェブサイト上で公開しています。

(2) スマートフォン用公式アプリ

旧朝香宮邸に関する音声ガイドを世界に配信しています。

旧朝香宮邸の歴史や各部屋の概要、建築の意匠や建築素材、技法などを画像やテキスト(6か国語)で解説したアプリを作成し、国内外から無料でダウンロードできるようにしています。

また、ウェルカムルームで端末とヘッドフォンの無料貸出を行い、どなたでもご利用できるようにしています。

(3) 刊行物

建物及び美術館に関する印刷物を発行します。

(1) 研究紀要

(2) リーフレット「東京都庭園美術館ご案内」(日・英)「重要文化財旧朝香宮邸」(日・英)「ガーデンマップ」(日・英)

(3) 小冊子「旧朝香宮邸のアール・デコ」(日・英)「旧朝香宮邸物語」(日)「アール・デコ建築意匠：朝香宮邸の美と技法」(日)

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 「事業に関する業務」 6 展示及び展覧会について (1)魅力的な展示及び展覧会の実施に向けた方針

1. 実施方針

当館の基本方針を踏まえ、歴史的建造物「旧朝香宮邸」そのものをご紹介する「建物公開展」と、装飾美術の観点から幅広いジャンルの多様な表現を取り上げ、新たな価値の創出へと繋げる「企画展」により構成します。企画立案にあたっては、当館ならではのユニークな空間特性を活かしつつ、都民の幅広い知的関心と様々なニーズに応えられるよう配慮します。併せて、装飾美術を考察する上で重要な現代の新進・若手芸術家の動向などにも着目していきます。

(1) 建物公開展（年1回開催）

「旧朝香宮邸」の美術・建築的特性や歴史的沿革を紹介する建物公開展を行います。

- ① 旧朝香宮邸に関する調査研究の成果及び収蔵資料を活かし、文化財としての意義や価値を伝えます。
- ② アール・デコや当時の技術、素材の紹介などを通して、近代建築としての視点から文化財的意義や特徴を紹介します。
- ③ 収蔵作品・資料を効果的に活用した展示空間により、「装飾美術」についての理解と関心を深めます。

(2) 企画展（年3回開催）

昭和8年竣工の「旧朝香宮邸」を展示室として活用した本館と、平成25年に完成した新館展示室のそれぞれ異なる空間特性を活かしつつ、以下の方向性に基づいた企画展を実施します。

- ① 絵画・彫刻・工芸・ファッション・デザインほか多様なジャンルを採り上げ、「装飾美術」の視点から紹介します。
- ② アール・デコの装飾空間を活かした当館独自の展示手法により、作品と建物が一体となった、他の施設では得られない鑑賞体験を提供します。
- ③ アール・デコの時代の宝飾品や絵画・工芸品など、これまで好評を博してきた企画に加え、空間特性を活かしたインスタレーションや映像展示など、新たな動向の芸術表現も取り上げることで、幅広い年代や多様な関心に響く機会をつくります。

2. より魅力的な展覧会開催に向けた取組

(1) 方針

国の重要文化財に指定されているアール・デコの「旧朝香宮邸」（本館）の空間的特性と、新館のホワイトキューブの展示室を組み合わせ、他では得られないユニークな鑑賞空間を創出することで、より魅力的な展覧会に向けた各種取組を行います。

また、展覧会において、来館者への利便性向上と良好な鑑賞環境の創出、社会包摂事業に取り組みます。環境負荷の低減を意識し、施工や輸送をはじめ、様々な場面で持続可能な取組を進めていきます。

(2) 具体的取組

- ① 都民のニーズや知的関心を的確に捉えつつ、装飾美術を多角的な視点から捉えた、当館ならではの新鮮で魅力ある展覧会を開催します。
- ② アール・デコの空間を活かした様々な作品等による構成展示など、ユニークな空間特性を活かした展覧会を実施します。
- ③ 作家や外部の専門家と連携し、展覧会をより多角的な視点から理解し親しむための展示の工夫や関連プログラムを充実させます。
- ④ 最新の技術を駆使した映像媒体など、視覚メディアの積極的な活用を試みます。
- ⑤ 展示解説においては、読みやすくわかりやすい解説を心がけます。また、英語をはじめ多言語による表記にも柔軟に対応します。
- ⑥ 優れた企画を実施していくために、計画的に調査研究を行っていきます。
- ⑦ 来館者への利便性と良好な鑑賞環境の創出のため、引き続き電子チケットによる日時指定券制を継続します。
- ⑧ より共生社会の実現を目指すため、「フラットデー」を実施します。障害のある方向けの「ゆったり鑑賞日」、赤ちゃん連れの方向けの「ベビーアワー」をそれぞれ実施し、美術館来館へのハードルが高い方々のために、全体の入館者数を制限し、本館内でのスロープ設置、スタッフの増員などを行い、気兼ねなく安心して来館できる日とします。希望者にはアートコミュニケータによるツアーも実施します。（各展覧会期間中の水曜日のうち2日程度設定予定）
- ⑨ 施工においては、環境負荷の少ないリサイクル素材の活用を推奨し、造作物の共通使用等の対応を継続し、環境負荷を減らす取り組みを進めていきます。
- ⑩ 作品借用における効率的な輸送経路の推奨を継続していきます。

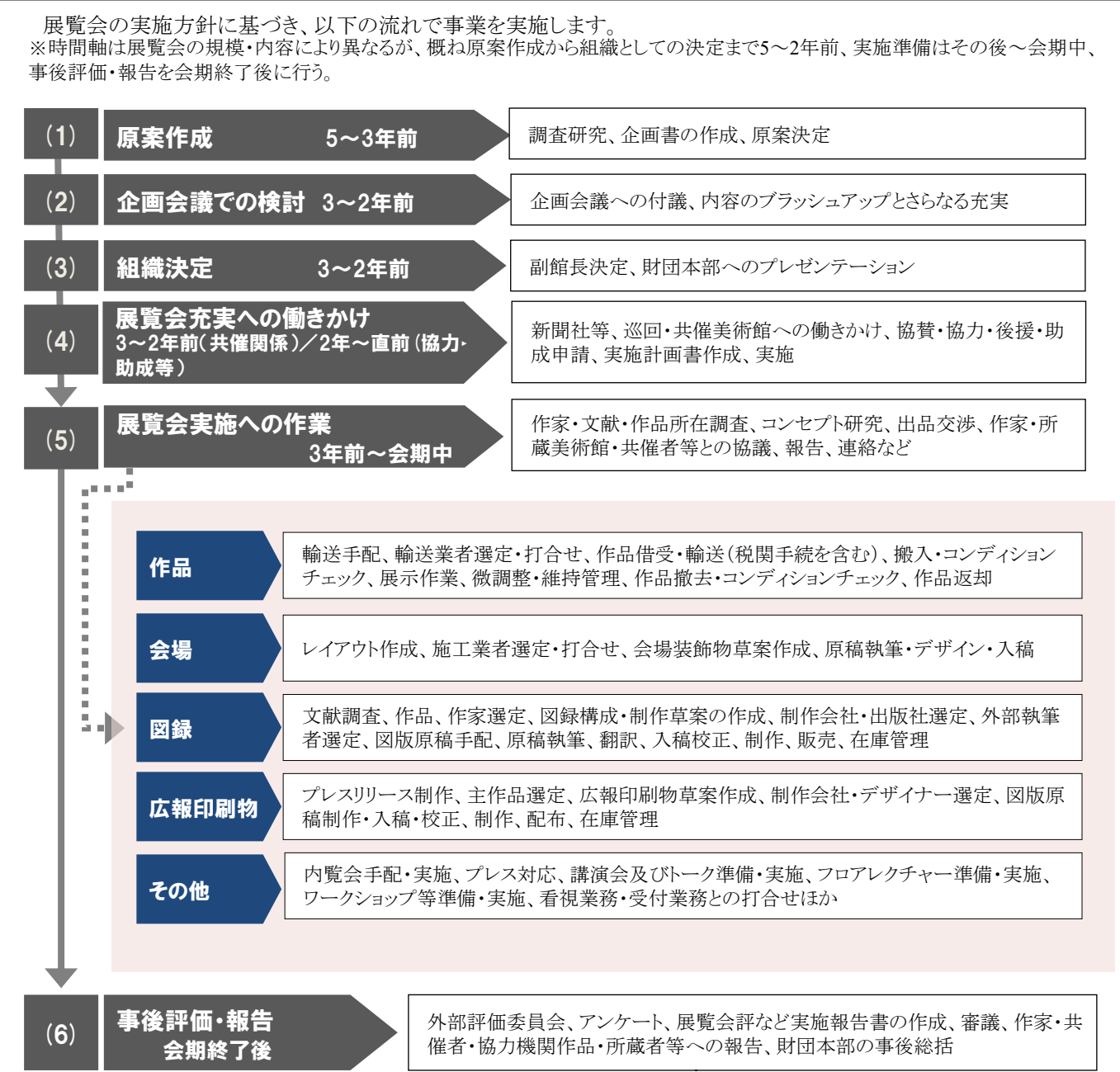
事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 〔事業に関する業務〕6 展示及び展覧会について

(2)展示及び展覧会の実施体制

1. 展覧会事業の流れ



2. より充実した展覧会の開催に向けた展開

- (1)内容の充実
- ① ウェブサイトやSNSでの発信

② 講演会・ワークショップ等、多彩なプログラムの実施

③ わかりやすい解説表示

④ 展覧会図録の充実

⑤ 多言語表示の充実
- (2)運営の強化
- ① 館内連絡会の実施

② 協賛・助成・協力・後援の働きかけ

③ 巡回・共催の働きかけ

④ レストラン・カフェ・ショップとの連携

提案課題3 〔事業に関する業務〕 6 展示及び展覧会について (3)令和9年度及び令和10年度の実施計画		
令和9年度 展覧会実施計画		
タイトル	実施時期	実施内容
令和10年度 展覧会実施計画		
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団	

提案課題3 〔事業に関する業務〕 6 展示及び展覧会について
(4)展示及び展覧会の料金設定

1. 料金設定

東京都庭園美術館条例に定める上限額の範囲内において、以下のとおり利用料金を設定します。

区分	1人1回につき	
	建物公開展	庭園のみ

企画展の入場料については各展覧会の規模、予算、開催時期等により条件が異なるため、過去の実績や類似館の動向を考慮した価格設定にします。

2. 利用料金の減額・免除

利用料金の割引については、東京都庭園美術館条例に基づき利用料金要綱を制定し、身体障害者等は無料、毎月第3土曜日及びその翌日(家族ふれあいの日)に都民で18歳未満の子を同伴する保護者を5割引とするほか、減免の目的が館の運営方針と合致し、館長が特に必要と認めるとき、以下に例示する割引制度(減額又は免除)を行います。

(1)館独自の定めによる減額・免除

2割引

○JAF会員証持参者

無 料

○ポスター掲示協力団体、国立科学博物館職員
○庭園美術館年間パスポート購入者
○開館記念日

(2)財団事業による減額・免除

協定等に基づく割引

○財団の他館の友の会会員

常設展無料

○パートナーシップ会員校の学生・生徒
○東京・ミュージアムぐるっとパス購入者

(3)都の施策に沿った減額・免除

5割引

○家族ふれあいデー

2割引

○トラベルガイド東京提示の外国人旅行者

庭園のみ無料

○「都民の日」における全ての来館者
○敬老の日に来館の65歳以上の方(「老人週間」に協力)
○シルバーデー(毎月第三水曜日の65歳以上)

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題3 「事業に関する業務」 7 教育普及活動について (1)教育普及活動の方針と体系

1. 基本方針

重要文化財に指定されている旧朝香宮邸(本館)や庭園、茶室等の豊かな文化資源を最大限に活用し、子供も大人も美術館や芸術文化をより深く楽しんでいただけるよう、展覧会関連プログラムをはじめ、体験や対話を重視したワークショップなど、様々な学びのプログラムを実施していきます。

ラーニングプログラム(教育普及活動)の3つのテーマ

- 1 美術館体験と日常を繋げる。
- 2 一人ひとりが美術館での自分の楽しみ方を発見する。
- 3 時間や場所やテーマをシェアする中で、新しい感じ方・考え方に会う。

2. 実施方針

学校との連携事業の促進 (スクール・プログラム)

小学校から高校までの児童・生徒、大学生を対象に、当館の建物や展覧会を鑑賞するためのプログラムを実施します。教員を対象としたティーチャーズウィークなども開催します。本館は元は邸宅であったため個々の部屋や通路が狭いことや、重要文化財に指定されている建造物であるという特性があり大人数で単一のプログラム実施は困難なことから、原則として各学校と協議し、カスタマイズしたプログラムを実施します。

様々な文化資源を活かした プログラムの提供 (普及プログラム)

その時々での展覧会の内容にかかわらず、当館の文化資源を活かして、建築、装飾、美術、庭園などを切り口に、座学の講座を実施します。参加者は公募制とし、初級者でも親しみやすくわかりやすい内容とし、当館の学芸員のみならず、外部の研究者や専門家も講師として招きます。また、旧朝香宮邸に見られる意匠や技法を説明する少人数での館内ツアーや、庭園の見どころを説明する庭園ツアーを実施します。当館の学芸員が講師となり、現物や現場を見ながらというメリットをいかしてディテールの気付きがあるツアーとします。さらに当日ドロップインで気軽に参加できる建物トークも行い、展覧会の鑑賞プラスアルファで美術や建築に親しむ機会を提供します。

多様性に対応した プログラムの展開及び場作り (クリエイティブ・ウェルビーイング・ トーキョー)

建築から90年以上経つ歴史的建造物であり、元は邸宅であった本館は、ハード的なバリアフリーや美術館の展示室としては様々な制約があります。また障害のある方や赤ちゃん連れの方にとっては、当館が重要文化財であることも、来館にあたって心理的なハードルを高めていました。そこで、まずは「誰もが気軽に来館できる」美術館であることを知ってもらうために「フラットデー」を設け、続いて建物にも触れるプログラムを開始しました。当館におけるクリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョーの特徴は、障害や言語等のハンディキャップのあるなしにかかわらず、誰もが参加できる真の共生社会を目指しているところです。この方針のもと、今後も様々なプログラムを展開していきます。

提案課題3 「事業に関する業務」 7 教育普及活動について

(1)教育普及活動の方針と体系

3. 事業体系

教育普及事業

●学校との連携(スクール・プログラム)

学校教育との連携を重視し、積極的な美術館活用を働きかけ、美術や文化財への理解を促すとともに、豊かな感性を育むことを目的とします。

(1) 児童・生徒・大学生のためのプログラム

学習目的に合わせて授業の内容を組み立てます。また、ご相談に応じ、出張授業やオンライン授業にも対応します。

(2) 先生のためのプログラム

① ティーチャーズウィーク

美術館での鑑賞授業に向けた研修支援として、都内の小・中・高・特別支援学校の教員を、期間中無料で展覧会にご招待します。

② 先生のための特別研修会

当館の建物や展覧会を鑑賞する際のポイント、授業づくりに役立つ情報をご紹介します。図工・美術以外の教員、初めて当館に来館する教員の参加も歓迎します。

●普及プログラム

豊かな当館の文化資源を最大限に活用し、様々な人々が参加し、心豊かになれるプログラムを実施します。

・美術館講座

建築、装飾、美術、庭園などを切り口に、アール・デコをはじめとした当館に関連したテーマの講座を開催します。当館の学芸員のほか、館外からも専門家をお招きします。

・建物&庭園プログラム

旧朝香宮邸の建物や庭園のみどころを学芸員がトークやツアー形式でお話しします。建物トークは旧朝香宮邸の歴史や保存・修理について、建物ツアー・庭園ツアーは建物や庭園の中を歩きながら見どころをご紹介します。

・茶室活用

茶室「光華」での主催茶会や、地域の茶道連盟と連携した呈茶会を実施します。

●社会共生関連(アクセスプログラム)

障害のある方も、ない方も、赤ちゃんと暮らす家族も、あらゆる方にとって居心地の良い場となることを目指し、様々なプログラムを実施しています。

○フラットデー

あらゆる方にとって居心地の良い場となることを目指し、来館するすべての人がフラットに、安心して楽しめる「フラットデー」を各展覧会ごとに2日ずつ設定します。

① ゆったり鑑賞日

障害のある方、大勢の方がいる場所が苦手な方等のため、全体の入館者数を制限し、ゆったりと安心して鑑賞できる日とします。また希望者にはアートコミュニケータによる「ゆったりツアー」も行います。

② ベビーアワー

赤ちゃん連れの方が周りに遠慮することなく鑑賞できるよう、午前10時から午後3時の時間帯は全体の入館者数を制限し、本館内でのベビーカーの使用も可能にします。希望者にはアートコミュニケータによる「ベビーといっしょにミュージアムツアー」も行います。

○さわ会—さわっておしゃべり鑑賞会

当館の本館(旧朝香宮邸)に触れながら、感じたことを自由におしゃべりして楽しむ鑑賞会です。時代ごとに受け継がれてきた建物の素材に触れながら、旧朝香宮邸が刻んできた時間を感じてみるプログラムです。視覚その他障害の有る無しにかかわらず誰でも参加できます。

○やさしい日本語で美術館を楽しむプログラム

多様な文化的背景の人が集まって一緒に楽しむプログラムを実施します。アーティストと協働しながら、「やさしい日本語」を用いつつ、なるべく言語に頼らないワークショップ型のプログラムを目指します。

●ウェルカムルームの活用

本館1階のウェルカムルームは課題3-9に記したとおり、展覧会の内容にかかわらず、常に旧朝香宮邸の建築や歴史に関する情報を得られる書籍やスマホ用アプリを備えています。また、「さわる小さな庭園美術館」や「さわる絵本」、「触知案内図」、視覚支援機器を備え、ご要望によってお渡ししたり、館内貸出を行います。部屋にはスタッフが常駐し、それぞれのツールの使い方や楽しみ方を説明したり、質問にお答えします。

このウェルカムルームをスクール・プログラムや普及プログラムの一環として活用し、作品や邸宅に対する来館者の鑑賞体験を深めたり、来館者同士のコミュニケーションによって、美術館での時間を豊かにすることに結び付けます。

提案課題3 〔事業に関する業務〕 7 教育普及活動について (2)令和9年度の実施計画					
事業名		概要	プログラム	実施回数	年間参加 予定数
学校との連携（スクール・プログラム）					
普及プログラム					
事業者名・団体名		公益財団法人東京都歴史文化財団			

提案課題3 〔事業に関する業務〕 7 教育普及活動について (2)令和9年度の実施計画					
事業名		概要	プログラム	実施回数	年間参加 予定数
社会共生関連 (クリエイティブ・ウェルビーイング・トークョー)					
事業者名・団体名		公益財団法人東京都歴史文化財団			

提案課題3 「事業に関する業務」 8 庭園について

庭園の保存と活用について

(1) 実施方針

当館の庭園は、朝香宮邸時代から継承している芝庭と日本庭園、その後整備された西洋庭園に大別されます。このうち芝庭と日本庭園は本館等とともに重要文化財の範囲に指定されています。美術館の名称に冠された庭園は、他の美術館にはない当館の設立の特長であり、実際にこの庭園のためだけに来館されるお客様は年間約7万人にも及び、広く親しまれています。

私たちはこの庭園を未来に継承していく文化財の一つとして適切に維持管理するとともに、第一義的には本館と同様に誰もが入園できる公共空間として、安全に配慮しながら公開します。また、桜や紅葉の時期におけるライトアップや、教育普及、クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー事業のワークショップの場としての活用、庭園能やその他パフォーマンスの場としての活用等を行い、憩いの場であるとともに美術館の情報発信の拠点としていきます。さらに、グランドデザインにより自由化された来園者動線を活かし、来園者が野外彫刻や東屋などのビューポイントを回遊することで、施設の魅力を最大限体感できるよう取り組んでいきます。

(2) 具体的な取組

保存と維持管理

① 文化財庭園として

芝庭と日本庭園は、重要文化財に指定されている文化財庭園です。竣工当時の姿を残すことのできるよう維持管理するよう努めます。ただし、日々風雨にさらされ、成長と衰退をしていく自然が対象であることや、来館者の安全に配慮しなければならないことから、外部の専門家の意見やアドバイスも取り入れ、適切に維持管理していきます。

特に日本庭園は池泉回遊式としての魅力がより多くの来館者に伝わるようコンサルティング業者を入れ、整備・維持管理していきます。

② 計画的な植栽管理

すでに竣工してから90年以上の歳月がたち、自然環境や樹木の寿命、虫害等により、竣工当時の樹木の維持が困難なものも少なくありません。これらについては、東京都の所管部署と協議の上、必要によっては伐採や新たな植栽などの計画を立て、実施していきます。伐採を必要とする場合には、都民の理解が得られるよう、説明等に配慮します。

③ 安全の確保

庭園の入場者は展覧会の来場者も含めれば年間25万人程にもなります。これら多数の方々が安全に心地よく過ごせるようにするため、倒木や枝折れの監視、蜂や毛虫などに危害を及ぼす生物の駆除、有害な植物発生があった場合の注意喚起、ガラス片等の危険物の見回りや清掃、その他危険物の発見に常に留意します。また、夜間照明の適切な配光や足元に関する注意喚起等も常に行います。

活用

① 教育普及プログラムほかイベントでの活用

庭園ガイドツアーやワークショップ、パフォーミングアーツ等美術館主催の教育普及プログラムの場としての活用のほか、庭園能、ガーデンコンサートや庭園マルシェ等のイベントの場としても活用します。このような活用の際には、音の抑制等、近隣への配慮をいたします。

② ライトアップ

春の桜、秋の紅葉の時期には、夜間延長とともに園路のライトアップを行い、庭園の魅力をアピールします。

③ 西洋庭園の有効活用

西洋庭園は、旧朝香宮邸から継承したものではなく、大部分は文化財の範囲からも外れています。芝庭と日本庭園の景観を保存継承する一方で、西洋庭園については、「ワシントン桜」の保存を図りつつ、雨天時等における利用者の利便性向上と芸術・文化イベントの充実を図るため東屋の整備を予定しており、多くの都民が集う場として利用の活性化を進めます。

④ 文化財庭園の広報

当館の庭園は、いわゆる「公園」ではなく、本館とともに歴史を継承してきた「文化財庭園」であり、その意味を理解し、本館等と同様に保存していかなければなりません。そのためには、来館者にこのことを正しく伝え、ともに守っていくという意識を共有することが大切です。そのための広報も重要な責務と捉え、印刷物やウェブサイト、サイン等で伝えていきます。

提案課題3 「事業に関する業務」 9 その他の事業について

1. ウェルカムルームの運営

(1) 実施方針

本館の入口近くにあるウェルカムルームは、平成26年のリニューアルオープンに際して、それまで職員事務室であった空間を改修し、公開スペースとして整備したものです。ウェルカムルームには大きく次の機能を持たせ、教育普及活動の場として、また装飾美術に関する情報を得られる場として運営していきます。

1 展覧会の鑑賞体験をより深める場所

開催中の展覧会の関連書籍のほか、展示している作品をモチーフにした塗り絵、カード、切り紙等のツールを用意し、またワークショップの実施により自ら体験することによって、鑑賞体験をより多角的に、協働的に深めることができる場所とします。

2 旧朝香宮邸の建築や歴史、及び装飾美術全般についての情報を得られる場所

当館の本館・旧朝香宮邸は重要文化財であり、建物そのものが芸術作品です。旧朝香宮邸に対する来館者の関心は常に高いため、情報を常に得られる場所として、ツールを整備します。また、旧朝香宮邸についてだけでなく、美術、工芸、建築、ファッション等様々な分野の装飾美術に関する文献や論文等を収集し、閲覧可能にします。

3 観覧や鑑賞の補助となるツールのある場所

「さわる小さな庭園美術館」のほか、「さわる絵本」、「触知案内図」、旧朝香宮邸解説アプリ端末、視覚障害支援機器等を備え、その使い方を説明したり、ご要望に応じて配布または館内貸出などを行います。

(2) 具体的な取組

1 展覧会の鑑賞体験をより深める

(1) 会話をするコーナー

○カンパゼーション・テーブル「さわる小さな庭園美術館」

建築や空間への興味を喚起し、鑑賞を深めるため、旧朝香宮邸の建築空間と造形や技法の特徴を表現した鑑賞ツールです。触覚を用いたツールのため、視覚障害のある人、発達障害のある人、まだ文字の読めない幼児に対しても、旧朝香宮邸の特徴や楽しみ方を伝えることができます。来館者は自由に触って、想像力を膨らませることができ、また来館者同士の会話が生まれることによって、お互いに発見を共有し、協働的な学びにも繋がります。



さわる小さな庭園美術館

(2) 参加体験のコーナー

① ワークシート

当館の定番プログラムである切り紙「たてもの文様帖」や姫宮寝室前照明（通称：こんぺいとうのライト）の模型を作る型紙、塗り絵や迷路などのワークシートを配布し、興味をもった人はそこで制作もできるよう、折り紙や色鉛筆、はさみや糊などの基本的な工作用品を揃えます。その他、展覧会の内容に応じたアクティビティも用意し、観るだけでなく、手を動かして親しみを深める鑑賞体験を提供します。

② ホワイトボード

展覧会ごとに会期中のプログラムを告知したり、ワークショップなどの成果物や写真などを掲示して、参加していなかった人にも活動の一端を伝えたり、また来館者の感想が共有され、一種の交流が生まれるよう、ホワイトボードを設置します。

2 旧朝香宮邸の建築や歴史、及び装飾美術全般についての情報を得られる

(1) タブレットコーナー

旧朝香宮邸の建物の歴史や特徴を解説する美術館のスマートフォン用公式アプリの使い方を教わり、試用することができるコーナーです。スタッフがアプリのダウンロードの仕方や使い方をご案内いたします。また来館者用のタブレット端末を机に設置し、アプリを自由に鑑賞できるほか、スマートフォンをお持ちでない方には端末とヘッドフォンを無料で貸し出します。

(2) アーカイブズのコーナー

これまで出版されている旧朝香宮邸や庭園美術館に関する書籍や、アール・デコ様式等建築に関わる書籍、当館が実施してきた展覧会の図録や関連書籍を自由に読めるように配架します。また、装飾美術に関わる書籍、論文等については美術分野だけでなく、工芸、建築、ファッション等幅広く収集し、閲覧できるようにし、装飾美術に係るアーカイブズ的な機能を果たすことを目指します。

3 観覧や鑑賞の補助となるツール

「さわる小さな庭園美術館」のほか、視覚に障害のある方のための点字と拡大文字の施設案内「触知案内図」や、同じく旧朝香宮邸の特徴ある意匠を触って感じてもらう点字と拡大文字の説明付き「さわる絵本」、視覚障害支援機器、音声ガイド機能のある旧朝香宮邸解説アプリ端末など様々な補助ツールを備え、誰もが美術館を利用できる場となるようにします。

4 スタッフの常駐

ウェルカムルームにはスタッフが常駐します。

スタッフは補助ツールの使い方を説明したり、貸出をしたり、様々なご質問に答えたりします。対面ならではの長所を活かし、この部屋を訪れた方に安心して利用できる環境を整えることも大きな役割です。

提案課題3 「事業に関する業務」 9 その他の事業について

2. クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョーについて

(1) 実施方針

少子高齢化や日本以外の国籍を持つ就労者の増大、様々なハンディキャップを持つ方々の積極的な社会参加等、これからの都市東京はますます多様性を深め共生社会へとシフトしていきます。そのような社会的課題に対し、当館は恵まれた、稀有な文化資源を効果的に活用することで、「誰一人取り残さない」社会の構築に貢献するため、ハード、ソフト両面での整備と活動を行ってまいります。そして、すべての人が等しくこの美術館の文化的資源を共有できるよう努めてまいります。そのためには、職員はもちろんのこと、警備・案内・監視等のスタッフ、建物管理のスタッフ、植栽管理のスタッフ、そして飲食やショップのスタッフ等、美術館に携わるすべての者が意識と情報を共有し、合理的配慮に対応できる体制を整えます。

(2) 具体的な取組

ハード面

① 建物(本館)のバリアフリー

すでに本館においてはエレベーターが設置されましたが、歴史的建造物である本館は多くの箇所にバリアがあり、その抜本的な解消は文化財の保存の観点から困難が生じます。これについては、上記のとおり常日頃の警備員や案内係等のスタッフによる人的な対応を充実させるとともにサポートスタッフを常駐させ、様々な方の観覧や鑑賞のサポートをいたします。

② 多言語化の推進

展覧会や様々な事業において、解説やトークの多言語化を推進します。ただし、いわゆる文字情報の多言語化にはスペースや美観上にも限界があることから、最新のテクノロジーを積極的に取り入れ対応していきます。

③ 視覚障害、聴覚障害等の方々への対応

スタッフによる筆談等の従来の手法による対応のほか、「触知案内図」や「さわる絵本」、視覚支援機器等のツールも可能な限り備えて対応いたします。

④ 庭園のバリアフリー

庭園については改修工事により園路が整備されバリアフリー化が伸長しましたが、急な雨や強風等の退避場所がないなど課題もあります。また夜間照明も十分とは言えず課題が残ります。これらは東京都の所管部署と協議しつつ、より安全安心な施設空間となるよう努めてまいります。

ソフト面

① ウェブサイトのアクセシビリティの向上

公式ウェブサイトについては、日本工業規格「JISX8341-3」の適合レベルAAに準拠するものとし、情報の更新やページの作成、追加等においてもこれを維持していきます。

② 教育普及事業の一環としての事業展開

教育普及事業の項において言及したとおり、誰もが安心して来館し、楽しめる美術館を目指して「フラットデー」を実施します。また「美術館講座」等については情報保障を徹底するほか、視覚障害のある方も参加しやすい「さわっておしゃべり鑑賞会」を実施します。

③ 他館との協働

財団全体で推進をしているクリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョーや社会共生担当と協働し、当館の事業や施設にふさわしい展開と発展を図ります。また東京都美術館や東京都現代美術館等、他館との連携や協働も行っています。

④ NPO法人等外部機関との連携

当館で実際に事業を実施していく際には、東京都美術館の「とびラー」を卒業した方々が設立したNPO法人や、その他文化施設、あるいは福祉施設の専門家や実績のある方々との連携と協力を得て実現していきます。

⑤ スタッフの情報、意識の共有、研修等

クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョーの事業推進には美術館に関わるすべてのスタッフの情報と意識の共有が欠かせません。そのため、館内でもこれに特化した連絡会を定期的実施し、また日々の日報等においても、この観点にたつ項目を入れるなどしてスタッフの意識の向上を図ります。また外部専門家や実践の経験者等を招いた研修会を行います。

提案課題3 「事業に関する業務」 9 その他の事業について

3. コンサート

(1) 実施方針

旧朝香宮邸を展示施設として活用するだけでなく、様々なジャンルのコンサートを実施し、音楽ファンの方々にも庭園美術館に親しんでいただけるよう、本館や新館、また庭園を活用してコンサートを実施します。

(2) 具体的な取組

【展開例】

○ガーデンコンサート(まちなかコンサート)

東京文化会館との連携事業。開催中の展覧会のテーマや季節等に応じたプログラムを組み、美術館に入館したお客様は無料で鑑賞できます。庭園を会場に実施することも可能です。



○ミニコンサート

アーツカウンシル東京と東京芸術劇場との連携事業。

東京芸術劇場が育成・支援している新進演奏家に演奏の場を提供し、美術館入館者は無料で鑑賞できるコンサートです。



提案課題3 「事業に関する業務」9 その他の事業について

4. 茶室の活用

(1) 実施方針

茶室「光華」は、近年の調査により竣工当時の姿を良好に留めていること、また近代皇族の邸宅内に建てられ現存している極めて珍しい建築物であることから、本館と同様に公開、活用するとともに保存継承に努めていきます。

(2) 具体的な取組

【展開例】

年間を通じて立礼席までの立ち入りを可能とし、重要文化財である茶室を広く周知するとともに、季節の良い春・秋を中心に茶会や茶会体験、トークイベント等の主催事業を行い、茶室本来の目的に沿って有効に活用します。

①一般公開

入館者(庭園のみの入園者を含む)は、誰でも立礼席まで立ち入り、見学できるようにします。また、立礼席から見渡せる広間については、掛軸や花入れ、釜、茶碗、茶筌等の茶道具を置き、季節ごとに展示替えをしながら茶会時の情景を再現して茶室の雰囲気を感じていただきます。

②特別公開

新緑の初夏、紅葉の秋は、茶室のある日本庭園が特に美しい時期です。それぞれの時期のおおむね2週間程度を特別公開と称し、広間まで立ち入りできるようにし、広間からの日本庭園の景観を鑑賞していただきます。

③美術館主催の茶会の実施

茶室の特徴や機能を体感するには茶会という場が最もふさわしいことから、季節に応じた主催茶会を実施します。告知や参加者募集はウェブサイトで行い、参加費も抹茶や菓子の実費相当額とし、茶道の経験を問わず誰でも参加しやすいものとします。また、一部の茶会では情報保障を導入します。

④地域連携の一環としての呈茶会(「春の呈茶」「秋の呈茶」)

地域連携の一環として、亭主役とした呈茶会を行います。告知、参加条件、参加費等は③と同様ですがなるべくシンプルな進行とし、席数や定員を増やし、できる限り多くの方に参加の機会をもってもらふ呈茶会とします。

⑤茶会体験、トークイベント等

小学生とその保護者を対象とした茶会体験である「こども茶会」を開催します。ペアで参加してもらい、子供だけで茶会体験と実技の練習をしたあと、子供が保護者を呈茶でもてなすというプログラムです。また貴重な建築物である「光華」の魅力を伝えるため、建築史家や大工棟梁を講師としたトークイベントを行います。

⑥光華倶楽部

日本の伝統文化である茶道を学ぶ若い世代、具体的には高校茶道部の活動を支援する目的で「光華倶楽部」を運営します。各国の大使館が多いという港区の特性を鑑み、希望する高校茶道部と港区内の大使館をマッチングし、当館茶室「光華」において、高校茶道部が大使館職員等を客として茶会を行い、その返礼として大使館が高校茶道部員の訪問を受け入れるというものです。部活動の成果を発揮する場として、また国際交流の一助となることを目標とします。



提案課題3 「事業に関する業務」 9 その他の事業について

5. ユニークベニューとしての取組

(1) 実施方針

自主財源の確保を目指し、美術館活動の収益事業として企業等から資金を確保するため有料で施設貸出を行います。

民間企業等が当館施設の一部を利用して、企業系会議、報奨・研修旅行、国際会議、展示会、イベント等を実施し、参加者に特別感を演出することにより、当館の知名度向上、来館者の増加又は東京並びに地域の魅力発信に繋げていきます。

アール・デコの本館、緑豊かな庭園、現代建築の新館、さらには茶室とレストランなど、当館には古今東西の要素を備えたコンテンツと稀有なロケーションがあります。この資源を最大限活用して、東京の文化の多様さと奥深さを発信します。

(2) 具体的な取組

【展開例】

旧皇族朝香宮の邸宅であった美しいアール・デコの建物と内装が特徴の庭園美術館。庭園を臨むガラス張り新館ロビー、テラス、カフェでのレセプションパーティは、特別な時間を提供します。

- ・ まるで森の中にいるようなロケーションのレストランと屋外のガーデンテラス、そこに隣接する明るく開放的な西洋庭園を利用したイベントの開催ができます。
- ・ 併せて、重要文化財である本館(旧朝香宮邸)と新館のギャラリー1で開催されている展覧会を貸切で鑑賞することも可能です。
- ・ 都の賓客や大使館の高官など、国の内外を問わず、建物や展覧会の鑑賞、庭園の散策、レストランでのレセプションなどあらゆる需要にできる限り応え、それぞれの接遇に協力いたします。また、当館の事業に対して多額の協賛又は寄附を寄せられた企業による顧客を招いての鑑賞会やレセプションなどにも対応していきます。
- ・ 令和6年度の規程改正により、利用方法に優遇措置を講ずる「美術館事業に合致する利用」を創設し、美術館活動とのバランスに配慮しつつ、館のブランド力や文化的評価の向上に繋がるような世界的な企業などの利用を促進します。

【前期指定管理期間の実績】		
令和4年度	3件	新商品発表会、顧客向けイベント、受賞祝賀会
令和5年度	2件	アートイベント(美術館事業に合致する利用)、新商品発表会及び食事会
令和6年度	5件	アートイベント(美術館事業に合致する利用)、新商品発表会及び食事会、ファッションショー、展覧会特別鑑賞会
令和7年度	5件	展覧会特別鑑賞会、ファッションショー

提案課題3 「事業に関する業務」 10 人材の育成について

1. 実施方針

庭園美術館は条例により「公の施設」となったことから、これまで以上に開かれた美術館となっていく予定です。事業を通じて、あるいは豊富な文化資源を活用しながら、次のような視点で、美術館や美術そのもの、建築や文化財保護の意義、美術と人を繋ぐコミュニケーションの重要性等について理解ある人材の育成に努めてまいります。

- ・将来的に学芸員あるいは文化財保護の専門家を目指す人々の育成に寄与します。
- ・おもに教育普及事業において、美術館スタッフとともに自主的に社会包摂活動に参加する人材の育成に寄与します。
- ・学校や教員等との連携やプログラムを通じて、将来的に美術や文化財に理解と関心を持ち続け、また身の回りの様々なことに価値を見いだせる感性豊かな子供たちの育成に寄与します。
- ・広報活動等を通じて、本館(旧朝香宮邸)や茶室、庭園等の文化財の情報をより多く発信し、「大切なものはみんなで守る」という意識を持つ人々を増やしていくことに貢献します。

2. 具体的な取組

(1) 専門家

① インターンシップの実施

将来学芸員や研究者などを目指す修士課程の学生を対象にして、インターンシップを導入いたします。インターンにはそれぞれの専門性にあわせて、美術館で進行中の展覧会や教育普及事業等のアシストとして事業に携わり、より具体的で実践的な知識の習得を図ります。日本の美術館の次代を担うより多くの若い世代が美術館についての実務的知識を持っていただくことを目的とします。

(2) 自主的に活動する人びと

① 社会共生事業(クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー)での協同

東京都美術館の「とびらプロジェクト」を卒業したアート・コミュニケータの中には、NPO法人や任意団体を立ち上げその活動を継続している方々が多くいます。当館が実施していく教育普及事業の中でも、特に社会共生事業(クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー)については、これらの方々と協同し、都美で培った能力を場を変えて、環境を変えてさらに磨き上げ、美術と社会に貢献する人材になっていくことに寄与いたします。

(3) 感性豊かな子供たち

① スクールプログラムの実施

学校や教員との連携によるスクールプログラムを継続的に実施し、将来にわたって美術や文化財に関心を持ち続ける子供たちの育成に寄与します。特に当館は展覧会で作品を見るだけでなく、文化財建築である本館そのものや、日本文化である茶室、さらに自然豊かな庭園を備えていることから、様々な視点や観点から文化資源に触れることができます。美術作品と言うとややハードルが高く特別なものという印象を与えがちですが、本館で言えば意匠や文様、様々な建築素材、照明器具など、住宅という身近なものにもいろいろな発見があることに気づきます。茶室という日本建築からは、四季や自然を大切にし、共存してきた日本人の価値観や工夫を学ぶことができます。庭園では街中では見ることでない植物や四季折々の景観を楽しむことができます。

担当の教員とともに考えながら、こうした比類のない文化資源を最大限に活用したスクールプログラムを実施し、子供たちの感性を育むことに寄与します。

(4) 一般の人たち

① 広報による情報発信

文化財は守っていかなければなりません、そのためにはより多くの方々に「大切なものはみんなで守る」という意識を持っていただくことが必要です。来館された方々へのアナウンスや、教育普及活動を通じて伝えていくことも大切ですが、ウェブサイトやSNS、その他のデジタルコンテンツを有効に活用して、一般のより多くの方々に当館の豊かな文化資源を紹介したり、また学芸員のみならず、日々この資源を守るために努力をしているスタッフ、たとえば設備スタッフ、清掃スタッフ、警備や監視スタッフ、植栽管理のスタッフ、修復や修繕にあたる専門家の視点からの情報も併せて紹介し、大切なものを守ることの意味や意義を理解し、協力し、応援してくれる人たちが増えていくことに貢献します。

提案課題3 「事業に関する業務」 11 館の事業を支える仕組みについて (1)広報の充実

1. 実施方針

多彩な広報手段を用いて展覧会や教育普及など各事業の広報活動を行うとともに、文化財(本館・茶室等)や庭園等、稀有な文化資源の魅力を紹介、発信していきます。

庭園美術館の3つの魅力

①
重要文化財に指定されている
歴史的建造物(旧朝香宮邸)

②
アール・デコの特異な
空間での展覧会

③
緑豊かで四季折々の風情を
楽しめる広い庭園

① 他館にはない「豊かな文化資源を備えた美術館」としての館のブランドイメージを高めます。

② 様々な広報媒体を活用した、多彩でタイムリーな広報を行います。
特に、当館の豊富なビジュアルを活かすためウェブサイトやSNSを活用した広報に力を入れます。

③ 周知が十分でない在日外国人や訪日外国人に向けて、上記3つの魅力と都心でのアクセスの良さをPRします。

④ 公共機関としての使命を踏まえ、多くの都民に着実に情報が届くよう工夫します。

⑤ 地域と連携した広報活動を行います。

2. 具体的な取組

①館のブランド・ イメージを高めます

● 洗練されたイメージによるポスター、館内案内等の作成

⇒ 各種印刷物、館内外のサイン、看板、施設の内装デザインなど各展覧会のイメージを的確に表す優れたデザインで制作し、美術館のイメージを高めます。

● 国内だけでなく海外への積極的な発信

⇒ 海外プレス、在日外国人、訪日外国人に向けた情報発信を高めていきます。そのためウェブや印刷物の多言語化を今後も推進します。

● SNSなどを活用し、美術館イメージを高める情報を拡散

⇒ 展覧会のみならず、旧朝香宮邸、四季折々の庭園、ショップやレストラン等の魅力を多角的に紹介し、SNSなどで発信することで情報を拡散しイメージアップにつなげます。

● 新たなデバイスによる広報を積極的に進める

⇒ すでに配信している多言語版のスマートフォン用公式アプリを更新し続け、特に若い人たちや外国人の方々に当館の魅力をPRしていきます。

提案課題3 「事業に関する業務」 11 館の事業を支える仕組みについて (1)広報の充実

②多彩でタイムリーな 広報の取組

1)多彩なメディアを用いた広報

●ウェブサイトの充実

令和5年度に当館の魅力をダイレクトに伝えるようなデザインを目指してリニューアルしたウェブサイトの情報を、今後も充実させていきます。またすでに英・仏・簡体字・繁体字・韓国語と多言語対応となっていますが、今後もニーズに合わせて言語追加を行っていきます。

●SNSなどの活用

本館(旧朝香宮邸)や四季の庭園等ビジュアルに恵まれた当館の特性を活かし、SNS(特にInstagram)を引き続き有効に活用します。

●ユニバーサルデザインの推進

情報を広く伝えられるよう、様々なデバイスや形式、情報手段を用います。

●オンラインやIT技術の積極的な活用

オンラインによる動画コンテンツ配信や、IT技術を導入して、ARコンテンツを制作し、イマーシブ体験を可能にするなど、より魅力的なコンテンツを積極的に展開していきます。

2)無料パブリシティの展開

●プレスリリースの配信

企画展にあわせ、マスコミに向けてプレスリリースを配信します。

●人脈の活用

プレスリリースを単に配信するのみでなく、これまでに培った人脈を活かしてプレスにアプローチし、媒体の読者層やジャンルにあわせた切り口で展覧会をアピールします。

●内覧会でのプレスツアー、記者発表会の実施

展覧会の内覧会では、マスコミを対象にプレスツアーや説明会を実施します。展覧会のみでなく館内外で行われる多様な事業や取組もあわせてアピールしていきます。

●取材への対応

これまでもマスコミの取材に対し、丁寧に対応してきました。今後も取材記者や読者・視聴者が庭園美術館への理解と関心が深まるよう、館の魅力を詳細に伝えていきます。

3)印刷物の作成

●企画展の開催にあわせ、ポスターとチラシを作成

これら印刷物は、全国美術館、大学、駅・商店街などに掲示してもらい、入館者数の増加につなげます。また年間の展覧会及び行事予定のパンフレットを作成、配布します。

③外国人来館者誘 致への取組

●海外メディアへ向けた展開

海外メディアの記者、ライターへプレスリリースを配信します。その際は日本語版の翻訳ではなく、ネイティブの視線でリリースを再編し、海外メディア向けの内容とします。

●外国人観光客への情報発信

旅行会社や観光センター、在日大使館等へ展覧会の情報を発信し、海外からの観光客の誘致を図ります。

●多言語パンフレット、キャプションの充実

キャプションは日英併記とし、美術館来館者用の「ご案内」は日・英を随時更新し、施設利用の利便性を高めます。

④文化施設利用者 への取組

●都立文化施設の共通広報

東京都が実施する広報活動への協力と、財団が取り組む戦略的プロモーションの中で提供している番組等で公演情報等を広報・PRします。

●港区ミュージアムネットワークへの参加

港区の主導で展開している「ミュージアムネットワーク」の広報物への掲載や、近隣の文化施設利用者への周知を図ります。

⑤地域と連携した 広報の取組

●近隣地域でのバナー掲示

目黒駅からの庭園美術館までの道沿いに展覧会バナーを掲出してもらうなど、最寄駅から美術館までの期待感を創出します。

●地域とのタイアップイベントの実施

様々な事業を通して、近隣の人々に親しまれ、地域に開かれた美術館となるよう努めます。

例) 近隣の店舗が出店する庭園マルシェを開催するなど近隣の人々に親しまれ、地域に開かれた美術館となるよう努めます。また、茶室での「春の呈茶」「秋の呈茶」事業に関しては、地域連携に努めます。

提案課題3 「事業に関する業務」 11 館の事業を支える仕組みについて (2)来館を促進する取組

安定した館運営を行っていくうえで、一定の来館者数の確保が必要です。庭園美術館では、広報と並行し、それぞれの対象に合わせた来館者サービスを高めることによって、リピーターを増やす努力を行っていきます。

1. 年間パスポートの発行

友の会に代わる利用者サービスの一環として販売し、リピーターの確保と新たな顧客の掘り起こしを行います。「年間パスポート」は、特に近隣住民や勤務者に「自分の庭」のように気軽に庭園を利用してもらうための「庭園パスポート」と、展覧会のヘビーユーザーのための「共通パスポート」の二本立てとします。

「年間パスポート」については、平成27年度の開始以降、毎年500枚を完売するなど非常に好評であるため、今後も継続して販売していきます。ただし販売枚数、価格、サービスの内容については、毎年度の実績を踏まえ、利用頻度や逸失利益とのバランスを見ながら検討していきます。

「庭園パスポート」については、平成29年度から販売し、毎年400枚以上の販売実績があり、特に近隣の方や親子連れに人気があることから、今後も継続して販売していきます。「共通パスポート」及び「庭園パスポート」ともに、販売方法を見直し、令和7年度より事前予約制としました。また、従来の窓口販売に加えて、オンラインによる販売を開始しました。

2. 高齢者や障害者向けサービス

高齢者や障害者が利用しやすい施設としての環境整備に取り組みます。

① バリアフリーへの取組

庭園の園路や新館やレストラン等新規の施設についてはバリアフリーとなっています。また本館(旧朝香宮邸)はエレベーター設置により、高齢者や障害のある方の利便性が格段に高まりましたが、重要文化財の建物そのものの改修は限界があることから、通常の館内スタッフのほか、案内サポートスタッフを配置して対応しています。今後も人的対応を継続し、可能な限り鑑賞の機会を確保するよう努めます。

② 高齢者・障害者の観覧料減免

65歳以上は5割引とします。

毎月第3水曜日はシルバーデーとして無料とします。

身体障害者などの手帳をお持ちの方及び付添者2名を無料とします。

③ 館内で座れる場所を増設

本館展示室、新館ロビー、新館テラス、ギャラリー2(映像ルーム)、庭園に椅子を設置し、休憩しやすい環境を整えます。

④ 視覚障害者のための点訳の施設案内

当館の基本情報及び施設案内を拡大文字と点字で表した「触知案内図」を備え、希望者には配布します。

⑤ 「フラットデー」の開催

高齢者や障害のある方も安心して来館、観覧できる「フラットデー」を実施します。

3. 地域、ファミリー向けサービス

子育て中の親とその子供が、美術館に気軽に足を運んでもらえるよう、利用しやすい教育普及プログラムや環境を整備していきます。

① 親子向けワークショップ

子供と保護者がペアで参加し、子供が保護者を茶でもてなす「こども茶会」を実施します。

② 「フラットデー」ベビーアワー

美術館での鑑賞のハードルが高い赤ちゃん連れの方が、安心して来館し鑑賞できる環境を整えるため、通常よりも入場者数を制限し、またいつもは使えない本館でのベビーカーの使用も可とする「フラットデー」ベビーアワーの日を設けます。またアート・コミュニケータによる「ベビーといっしょにミュージアムツアー」も同日に行います。

提案課題3 「事業に関する業務」 11 館の事業を支える仕組みについて
(2)来館を促進する取組

4. 外国人向けサービス

外国人観光客の誘致については、外国語による情報発信の充実と、来館された外国人来館者への案内を充実させ、さらに外国人も参加できる普及・交流事業等を行います。

① 外国語による情報発信の充実

- ・ウェブサイトの英語ページを充実させ、外国人来館者にも見やすく利用しやすいウェブサイトのデザイン・レイアウトとします。また、旅行者の方向けにスマートフォンやタブレットを使用することを想定したモバイル対応とします。
- ・FacebookやX(旧Twitter)などにおいても英語で発信します。
- ・旧朝香宮邸の解説をするスマートフォン用の公式アプリを配信します。

② 来館された外国人の方への案内の充実

- ・「東京都庭園美術館ご案内」パンフレット(日・英)の発行
- ・「展覧会カレンダー」(年間スケジュール)の発行(日・英)
- ・「重要文化財旧朝香宮邸」パンフレットの発行(日・英)
- ・主要な受付における英語対応が可能なスタッフ配置
- ・英語によるギャラリー・トークの実施
- ・本館・新館におけるFree 無料Wi-Fi 接続環境の提供

③ 外国人も参加できる普及・交流事業

- ・外国人だけでなく、誰でも参加できる「やさしい日本語で美術館を楽しむプログラム」を実施します。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題3 〔事業に関する業務〕 11 館の事業を支える仕組みについて

(3)人々の自発的な活動との連携・協力

1. 実施方針

教育普及事業では、美術館での体験をより良いものとするプログラムの提供にとどまらず、文化財や作品を介して人々の繋がりが形成されることを目的としたプロジェクトを行っていきます。また、その目的を達成するために、関係各所と連携・協力し、館の事業を発展させていきます。

2. 具体的な取組

(1)クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー事業における

との協働

東京都美術館は、アートを通じて人々の繋がりを形成することを目的とし、東京藝術大学と連携して、アート・コミュニケータの養成を行っています。美術館で主体的なプレイヤーとして活動するアート・コミュニケータ(とびラー)は東京都美術館で3年間の実践活動を経た後、それぞれの地域に戻り、社会のなかで人々を繋いでいくアート・コミュニケータとなることが想定されています。平成26年度末に初めて任期満了したアート・コミュニケータが輩出され、平成27年度にはその任期満了した方々により結成されたが活動を始めており、すでに東京都美術館での「障害者のための特別鑑賞会」や「建築ツアー」の実施において活躍しています。

当館では令和3年度、4年度に休館日に実施した「障害のある方向け アート・コミュニケータとめぐる庭園美術館」や「ベビーといっしょにミュージアムツアー」等の社会共生関連(クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー)の事業の実績を経て、令和5年度からは「フラットデー」内で実施している「ゆったりツアー」と「ベビーといっしょにミュージアムツアー」で協働しています。それぞれの参加者からの評価、満足度は極めて高く、「開かれた美術館」を目指す当館にとっては欠くことのできない事業であることから、今後も協働していきます。

(2)学校教育・教員との連携

当館ではこれまでも学校団体の受け入れをしてきましたが、多くは教員の自発的な熱意に支えられ、美術館は場の提供にとどまる感がありました。今後は教育普及事業の一環として(スクール・プログラム)、学校教育・教員との連携を深めた活動を行ってまいります。

スクール・プログラムは、美術館が提供するプログラムに沿って受動的に行ってもらうのではなく、事前に美術館と教員が相談し協力しながらもっとも有効なプログラムを行います。また「先生のための特別研修会」では、教員にワークショップ等を体験していただき、そのうえで学校教育における当館の活用の仕方について、お互いにコミュニケーションをとりながらブラッシュアップします。さらに「ティーチャーズウィーク」を設け、まずは教員に美術館に足を運んでもらうことも実施します。

学校教育・教員との連携は、近年ようやく軌道に乗り始めた事業であり、上記以外にも様々な展開が考えられます。いずれにせよ、教員とのコミュニケーションを深め、双方にとって有意義な協働、連携ができるよう努めてまいります。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題3 「事業に関する業務」 11 館の事業を支える仕組みについて (4)外部意見等の活用

1. 実施方針

館の運営にあたり、公共美術館として求められる質の高さと内容の充実、さらには公正な運営を図るために東京都庭園美術館外部評価委員会を核とした外部評価制度などを通じて、外部の専門家の意見や、来館者の意見を聞き、運営の参考としていくことを重視しています。

2. 具体的な取組

具体的には、下記の取組を行っています。今後もこの取組を継続するとともに、充実に努めてまいります。

(1) 東京都庭園美術館外部評価委員会を通じた外部意見の取り入れ

公共美術館として、都民をはじめとする利用者に対する説明責任を果たし、より質の高い美術館運営を達成していくためには、事業について客観的に評価を行い、改善事項を検討し、実施に移していくことが不可欠です。館においては、平成20年度に、外部の有識者により構成される「東京都庭園美術館外部評価委員会」を設置するなど、事業の客観的な評価を行い、改善を常に行っています。

① 内部評価

設定目標が効果的に実行されているか館内部において自己評価し、事業改善に結びつけます。年度終了後、目標項目ごとに事業実績を分析し、成果と課題について取りまとめています。

② 外部評価

評価の客観性を確保するため、平成20年度から、外部専門家による広い視野での評価を実施しています。外部評価の実施方法は、外部評価委員会で決定していきます。外部評価委員会では、内部評価による事業実績報告を受け、ヒアリングと審議を行い、事項に関する評価を取りまとめます。委員会は評価終了後、報告書を館長に提出します。

・委員 6名(学識経験者、美術館副館長、美術ジャーナリストなど外部委員で構成)

・任期 3年

(2) 来館者や都民などからの意見の取り入れ

① 来館者アンケートの実施

展覧会ごとに来館者アンケートを実施します。アンケートのうち、日々改善が可能なもの、改善すべき事項については、担当者が検討し、実施に移していきます。また、アンケートの結果については、展覧会終了後に集約して取りまとめ、内部評価、外部評価の重要な資料として活用します。

② ウェブサイトの問い合わせフォームによる意見の取り入れ

ウェブサイト上に問い合わせフォームを設け、運営上の様々な点に関し、広範な都民からの問い合わせを受け付けています。問い合わせ内容は、館内で速やかに共有し、回答が必要なものについては、担当者が遅滞なく回答するとともに、改善の要望や提案等については、館内で検討し、運営の改善などに結び付けていきます。

③ 日報による来館者からの意見の取り入れ

受付や、展覧会会場看視員に対する来館者からの問い合わせや意見については、日報によって確認されます。必要に応じて、実施中の展覧会等の企画についても改善を加えていきます。

(3) 外部評価委員会や指定管理評価委員会での意見を通じた運営等の改善

外部評価委員会や指定管理評価委員会が出された意見については、順次、改善に取り組み、より質の高い美術館運営を達成してまいります。

提案課題3 〔事業に関する業務〕 11 館の事業を支える仕組みについて

(5)ニーズの把握と対応

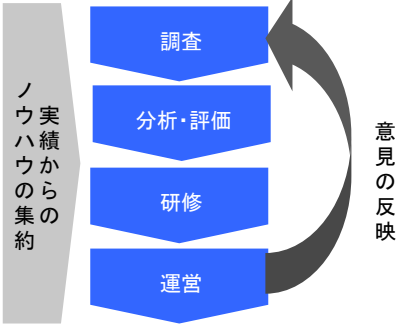
1. 基本方針

お客様の満足の追求

お客様のニーズは多種多様であり、様々な観点で高いレベルのサービスの提供が求められていると認識しています。

この期待に応えるために一人ひとりのニーズを丁寧に捉えた管理運営となるよう、お客様とのコミュニケーションを通じて満足度を向上させます。

これまでも顧客満足度調査や各種アンケートなどにより、利用者の多様な声を把握し、お客様の満足度の向上に努めてまいりました。今後も、来館者、利用者の声をフィードバックし、施設運営に適切に反映し、お客様の満足度をより高めてまいります。



2. 具体的な取組

(1) 定量、定性の両面からの利用者の声の把握

下表のとおり、お客様のニーズは、顧客満足度調査、事業の際に実施するアンケート調査など、複数の手法を組み合わせ、定量、定性の両側面からのニーズの把握を行います。

また、把握したニーズは、館内の全関係者で共有し、改善やさらなるサービスの向上に向け検討していきます。

利用者の声の把握の手法

対象	手法	定量データ	定性データ
専門家	外部評価委員会等	非該当	○
マスコミ	展覧会評など	非該当	○
利用者	アンケート	○	○
	顧客満足度調査	○	○
	苦情対応	○	○

(2) 非利用者の声の把握

数年に一度、グループインタビューやウェブサイトによるアンケート調査等により非利用者を含めた一般の声を把握し運営に活かします。

3. 運営への反映

利用者・非利用者の声の集約・分析と改善の実施、運営への活用

- 利用者・非利用者の声の整理・分析・共有
- 各種手法により得られた利用者・非利用者の声を整理・分析し、解決、改善すべき課題を抽出し、関係者で共有します。
- 利用者・来館者の声を反映
- 利用者の声を分析した結果は、集約し、課題の優先度と緊急性を検討し優先度の高い事項から改善に着手します。また、解決のために時間・経費を要する課題などは年度計画や中長期計画に反映させていきます。

提案課題3 〔事業に関する業務〕 11 館の事業を支える仕組みについて (6)外部資金の導入等による事業の充実

1. 実施方針

事業をより効果的に行うために、外部組織に協力を仰ぎ、外部資金の導入に積極的に取り組んでいきます。また、このことを通じて、庭園美術館の事業や重要文化財に対する理解を深めていただくとともに、新たな来館者層の拡大にも繋げていきます。

2. 具体的な取組

(1)企業協賛等

① 年間協賛

実績：戸田建設株式会社(平成15年～ 年間)
ブルームバーグ・エル・ピー(平成30年～ 年間)
ヴァン クリーフ&アーペル[リシュモン ジャパン合同会社](令和4年～ 年間)

② 展覧会への協賛

実績：大日本印刷株式会社(平成27年 マスク展) など

年間協賛及び展覧会への協賛については、協賛名義の掲示、特別鑑賞会への招待、招待券の配布などを返礼としています。また、協賛金の額に応じて協賛企業の関係者のために、閉館後や休館日に特別鑑賞会を開催することも考えられます。

③ ミュージアムコンサートへの協賛

実績：株式会社ニッピコラーゲン化粧品(平成26年～)
レクサス小石川販売株式会社(令和7年～)

コンサートへの企業協賛については、協賛名義の掲示、コンサートの招待券を配布します。

④ 庭園能への協賛

実績：積水化学工業株式会社(令和5年～)

庭園能への企業協賛については、協賛名義の掲示、庭園能の招待券を配布します。

(2)助成金等

実績：一般社団法人地域創造 助成金
(令和5年 機能と装飾のポリフォニー展)

3. 今後検討する取組

文化財保存事業費関係補助金

重要文化財の修復に関して、文化庁への補助金申請を検討いたします。

提案課題4〔館の運営に関する業務〕 1 休館日及び開館時間並びに施設の機能向上について

1. 開館時間の考え方

開館時間は、曜日によって時間を変えず、利用者が利用しやすい時間帯を設定しています。具体的には東京都庭園美術館条例にあるとおり、午前10時から午後6時まで(入館は午後5時30分まで)を基本とします。

国立や一部の民間美術館では、原則として午前10時から午後5時まで(入館は午後4時30分まで)と設定されていますが、当館をご利用の場合は、午後4時30分を過ぎてもゆつくりと美術鑑賞をお楽しみいただけます。

(1)開館時間

午前10時から午後6時まで(入館は午後5時30分まで)

(2)開館時間の延長

財団が運営する他の文化施設と連携し、夏季特別夜間開館を実施しています。

また、庭園の桜や紅葉が見頃となる時期に夜間開館日を設けるなど、当館の特色である庭園を活かした効果的な運用を行っています。

今後も、開館時間の延長による夜間開館について、利用者ニーズに合わせて付加価値を高め、採算性も考慮しながら、効果的に実施し、多くのお客様にご利用いただけるよう取り組んでいきます。

令和7年度夜間開館実績(令和8年1月末現在)

【夏季特別開館】

8月15日(金)から9月26日(金)まで毎週金曜日午後9時まで延長、7日間
午後5時以降の入館者 計4,766人

【桜と紅葉の時期の夜間開館】

11月21日(金)・22日(土)、11月28日(金)・11月29日(土)、12月5日(金)・6日(土)
午後8時まで延長、計6日間
午後6時以降の入館者 計727人(令和7年末現在)

2. 休館日の考え方

(1)休館日

当館では、原則として、毎週月曜日と、年末年始の12月28日から1月4日までを休館日とします。

休館日についての基本的な考え方は次のとおりです。

当館の本館・茶室・正門等は、平成27年に国の重要文化財に指定された歴史的価値の高い建造物です。

文化財としての価値を保持し、後世に伝えていくためには本館等の老朽化に、より注意深く対応することが求められるため、毎週月曜日と年末年始の休館日を活用します。

また、平成30年3月には総合開館し、広大な敷地内の様々な施設と、庭や池等のメンテナンスを行うため、加えて展示してある美術品の劣化を防ぐためにも1週間に1日の定期的休館が必要となっています。

また、当館では、桜と紅葉の時期の夜間開館や夏季特別開館等、開館時間を延長して、より多くのお客様にご来館いただくよう努めてきました。今後、閉館日が増えた場合も引き続き開館時間の延長や様々な利用者の方の鑑賞機会を増やすための努力をしてまいります。

なお、年4回程度の展示替え期間中(1回あたり2週間程度)は、本館・新館にお入りいただけませんが、庭園のみ公開いたします。

(2)臨時休館

工事やメンテナンスなど施設を維持管理する上で必要な場合、利用者へのサービスに支障がないよう考慮しつつ、臨時休館します。

(3)臨時開館

好評をいただいた企画展の会期終了時期など、利用者サービスの観点から必要が生じた場合は臨時開館いたします。

提案課題4〔館の運営に関する業務〕 1 休館日及び開館時間並びに施設の機能向上について

3. 施設や情報のアクセシビリティ

前期指定管理期間では、クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョーを推進することで、情報保障、施設の利用、鑑賞、参画の面から、聴覚障害、視覚障害等の障害特性に応じたツールの配備や施設整備など、より多くの方が安心して芸術文化を享受できる環境を都立文化施設一体で整備してきました。次期指定管理期間においても、必要な措置は東京都と協議の上、前期指定管理期間において達成した水準を維持していくとともに、課題2-1(3)の記載に沿って、より多く、そして持続可能なアクセシビリティ対応を図っていきます。

4. 多言語化

前期指定管理期間では、外国人旅行者の急増に向け、アクセシビリティ向上の取組等により、外国人がストレスなく芸術文化に触れることができる環境を整えるため、ハード面の多言語化の体系的な整備、ICTや音声ガイド等の活用やショップ・レストラン等を含めたスタッフ対応等ソフト面での充実について、取り組んでまいりました。

次期指定管理期間においても、必要な措置は東京都と協議の上、前期指定管理期間において達成した水準を維持していくとともに、お客様のニーズを踏まえ、更なる充実を図ってまいります。

具体的な取組

- ・案内表示(「提案課題4-2-(1)」記載)
- ・展示解説(「提案課題3-6-(1)」記載)
- ・ウェブサイトやSNS及びパンフレット等の情報発信(「提案課題3-11-(2)」記載)
- ・受付における英語対応が可能なスタッフ配置(「提案課題4-2-(1)」記載)

5. ユニークベニュー

参加者に特別感を演出することにより、当館の知名度向上、来館者の増加又は東京及び地域の魅力発信に繋げていくため、当館の設置目的に沿った事業を中心に、館の運営に支障をきたさない範囲で、民間企業等が開催する企業系会議、報奨・研修旅行、国際会議、展示会、イベント等に当館の一部施設を提供する事業(ユニークベニュー)を行います。アール・デコの本館、緑豊かな庭園、現代建築の新館、さらには茶室とレストランなど、当館には古今東西の要素を備えたコンテンツと稀有なロケーションがあります。この資源を最大限活用して、東京の文化の多様さと奥深さを発信します。

展開例

旧皇族朝香宮の邸宅であった美しいアール・デコの建物と内装が特徴の庭園美術館。庭園を臨むガラス張りの新館ロビー、テラス、カフェでのレセプション・パーティは、特別な時間を提供します。

- ・ まるで森の中にいるようなロケーションのレストランと屋外のガーデンテラス、そこに隣接する明るく開放的な西洋庭園を利用したイベントの開催ができます。
- ・ あわせて、重要文化財である本館(旧朝香宮邸)と新館のギャラリー1で開催されている展覧会を貸切で鑑賞することも可能です。
- ・ 都の賓客や大使館の高官など、国の内外を問わず、建物や展覧会の鑑賞、庭園の散策、レストランでのレセプションなどあらゆる需要にできる限り応え、それぞれの接遇に協力いたします。また、当館の事業に対して多額の協賛又は寄附を寄せられた企業による顧客を招いての鑑賞会やレセプションなどにも対応していきます。
- ・ 令和6年度の規程改正により、利用方法に優遇措置を講ずる「美術館事業に合致する利用」を創設し、美術館活動とのバランスに配慮しつつ、館のブランド力や文化的評価の向上に繋がるような世界的な企業などの利用を促進します。

提案課題4〔館の運営に関する業務〕 2 館内サービスについて

(1) 来館者への基本的なサービス

1. 実施方針

若年層から高齢者まで、あらゆる世代や外国人など多様化する来館者が美術館での時間を快適に過ごせるよう、施設及び接遇の両面から来館者サービスを行っていきます。

2. サービス充実に向けた取組

(1) 来館者のご案内

当館の最寄駅である目黒駅及び白金台駅に案内看板を掲出するとともに、目黒通りに案内バナーを設置し、迷うことなく来館できるよう誘導します。館内の案内表示については、来館者の声に耳を傾けて常に改善を図り、わかりやすい表示を行います。

受付案内業務に案内サポートスタッフを置き、障害のある方だけでなく、観覧に不安のある方等のサポートを行い、誰もが安心して鑑賞できる環境づくりに努めます。

(2) 授乳室及び救護室の設置

乳幼児連れでも安心して来館いただけるよう、館内に授乳室を設置しています。

また、気分の悪いときなどにご利用いただけるよう、館内に救護室を設置しています。

(3) アクセシビリティの向上

特に本館に複数ある段差を安全に進行していただけるよう、その都度スタッフがスロープを設置して対応します。

受付では遠隔手話通訳サービスやシースルーキャプション、筆談、コミュニケーションシート等のツールを備えるほか、案内サポートスタッフが対面で個別に対応いたします。また、ウェルカムルームには施設の触知案内図やさわる絵本を備え、ご要望に応じて配布や館内貸出を行います。

車椅子及びオストメイト対応のバリアフリートイレを、本館と新館及び庭園内に備えています。さらに本館第二階段に手すりを設け、安心して鑑賞できる環境づくりを進めます。

(4) 海外からの来館者へのサービス充実

- ・美術館の概要を記載した案内パンフレットを日本語と英語で作成し、配布しています。

- ・館内サインはすべて英語併記となっており、ピクトグラムも使用して、海外からの来館者にもわかりやすい表示を心がけています。

- ・旧朝香宮邸の魅力をわかりやすく解説した5か国語(日・英・北京語・広東語・韓国語)による音声ガイド機能付きスマートフォン公式アプリを用意しています。館内でダウンロードのお手伝いをするとともに、スマートフォン等を持っていない来館者も利用できるよう、端末の無料貸出も行っています。

- ・受付には英語対応のできるスタッフを配置し、海外からの来館者をご案内しています。

- ・入館料の徴収をはじめミュージアムショップ、レストランでクレジットカード・交通系ICカード・QRコード決済等をご利用いただけます。令和7年度から、クレジットカードはタッチ決済にも対応しました。

- ・令和3年度からは、スマホ完結型パス「THE TOKYO PASS-CULTURE」へ参加しています。

提案課題4〔館の運営に関する業務〕 2 館内サービスについて (2)ミュージアムショップ、レストラン及びカフェ等の運営

来館者が美術館で楽しく充実した時間が過ごせるよう、ミュージアムショップやレストラン、カフェの商品の品質向上に努め、質の高いサービスを提供していきます。

ミュージアムショップ、レストランでクレジットカード・交通系ICカード・QRコード決済等をご利用いただけます。令和7年度にはクレジットカードはタッチ決済にも対応しました。

1. ミュージアムショップ

(1)実施方針

- ・正門横と新館ロビーの2か所に店舗を設け、それぞれの特徴を活かしたショップ運営を行います。
- ・業務委託業者の選定には企画コンペを実施し、美術館のコンセプトを十分に理解した業者を誘致し、館との連携を強化します。

(2)具体的な取組

正門横ショップ

美術館の正門横にたたずむ旧門衛所を利用した展示スペースに併設したショップ。新館ロビーショップとの差別化を図り、入場チケットがなくても利用できるメリットを活かし、日々の生活に潤いや豊かさをもたらす品々を販売します。また、展示スペースでは、館とのコラボレーションによる展示を行い、美術館への入館のフックとなるような情報発信を行います。

新館ロビーショップ

新館ロビーで展示動線の最後に立ち寄れるショップ。展覧会の図録や展覧会にまつわるグッズ、芸術関連の書籍などを取り揃えます。令和7年度から庭園のみの利用者也利用可能となりました。(展覧会開催期間中に限る。)

2. カフェ及びレストラン

(1)運営方針

- ・新館ロビーには飲み物や軽食などを提供するカフェ、正門横には食事を楽しめるレストランを設け、2店舗の運営により利用者サービスの向上に努めます。レストランについては、美術館事業やユニークベニュー及びレセプションパーティーなど、様々なシーンに対応できる運営を目指しています。
- ・業務委託業者の選定には企画コンペを実施し、美術館のコンセプトを十分に理解した業者を誘致し、館との連携を強化します。

(2)具体的な取組

カフェ

庭園を眺めながら、ここでしか食べられないオリジナルスイーツやコーヒーを提供します。美術鑑賞の余韻をそのまま楽しんでいただくためのメニューを用意します。令和7年度から庭園のみの利用者也利用可能とし、テーブルやパラソルを設け、テイクアウト飲食可能なスペースを拡張しました。(展覧会開催期間中に限る。)

レストラン

庭園の景観を取り入れた開放的な空間で、ランチ、カフェ、ディナーからレセプションまで様々なシーンに対応できるレストランを目指しています。入場チケットがなくてもご利用できます。美術館閉館後もディナータイムの営業を行います。

3. 駐車場

(1)運営方針

来館者サービスの一環として駐車場運営を行います。利用者の誘導及び料金収集等の運営業務は、警備業務委託業者に一括して委託します。

(2)具体的な取組

新館エントランス前に来館者用の有料駐車場を設置します。

提案課題4〔館の運営に関する業務〕 2 館内サービスについて (3)館内ホスピタリティ等の充実

1. 館内ホスピタリティの充実について

(1)受付に案内サポートスタッフを配置

・受付案内業務に案内サポートスタッフを置き、障害のある方だけでなく、観覧に不安のある方等のサポートを行い、誰もが安心して鑑賞できる環境づくりに努めます。

(2)ウェルカムルームでの鑑賞のお手伝い

・ウェルカムルームにはスタッフが常駐し、ウェルカムルームの楽しみ方のご案内、鑑賞アプリのダウンロードのお手伝い、鑑賞アプリ端末の貸出などを行います。また施設の触知案内図、さわる絵本を備え、ご要望に応じて配布、館内貸出を行います。

(3)外国人来館者

・受付に英語による案内が可能なスタッフを配置するとともに、シースルーキャプションによる多言語対応を行います。
・料金表及びサイン、案内パンフレット等印刷物は日英併記にしています。

(4)子供の来館者

・ウェルカムルームでは、子供向けの書籍などを配架するなど子供連れにもくつろげる空間を提供します。
・赤ちゃん連れの家族が安心して来館できるフラットデー(ベビーアワー)を展覧会ごとに実施。全体の来館者数を制限し、通常は不可としている本館内でのベビーカーの使用が可能な日とします。

(5)高齢の来館者

・休憩用の椅子を各フロアに配置し、快適に鑑賞できる環境を整えます。
・ウェルカムルームに給水器を設置します。

2. 意見・要望等の迅速な対応について

利用者からの苦情は貴重なご意見として位置付けています。次のような多様な方法で広くそのご意見を収集し対応するシステムを構築し、利用者の満足度を高めて、「よかった、ありがとう。また来たい。」という声に繋がるよう迅速な対応を図っていきます。

(1)利用者からの直接のご意見(苦情)

真摯に受け止め、どの点が問題なのか把握したうえで回答します。利用者が指摘する内容について現場で確認し、対応できるものは直ちに処理します。処理できない場合は、納得していただくよう丁寧に説明していきます。また、時間を要するものについてはその旨説明します。

(2)アンケートでのご意見(苦情)

来館者に対して行っている館内アンケートで記載されている館の事業、施設、案内・警備、ショップ、レストラン職員などへのご意見(苦情)に対しては集約して、所管部署へ報告し、迅速な改善を目指します。

(3)電話でのご意見(苦情)

その場で必ず記録を取り、関係部署に連絡し、迅速に回答します。その場で回答できない場合は、連絡先を聞いてから後ほど回答するようにします。

(4)手紙でのご意見(苦情)

関係部署に回付し、お名前と住所が記載されている場合は迅速に返事を出します。

(5)案内や警備などスタッフが対応したご意見(苦情)

館内でスタッフに直接ご意見(苦情)を言われた場合は、直接そのスタッフないし業務責任者が対応します。その回答にご納得いただけない場合は、職員が対応します。なお、基本的には「ワンストップサービス」を心がけます。

(6)ウェブサイト上の「よくある質問」による対応

来館される予定の方が、いらしてから不便を感じるものが減るよう電話や来館者からよく質問される事項については、分野別に回答をまとめ、館のウェブサイト上でご案内しています。

(7)ウェブサイト上の問い合わせフォーム

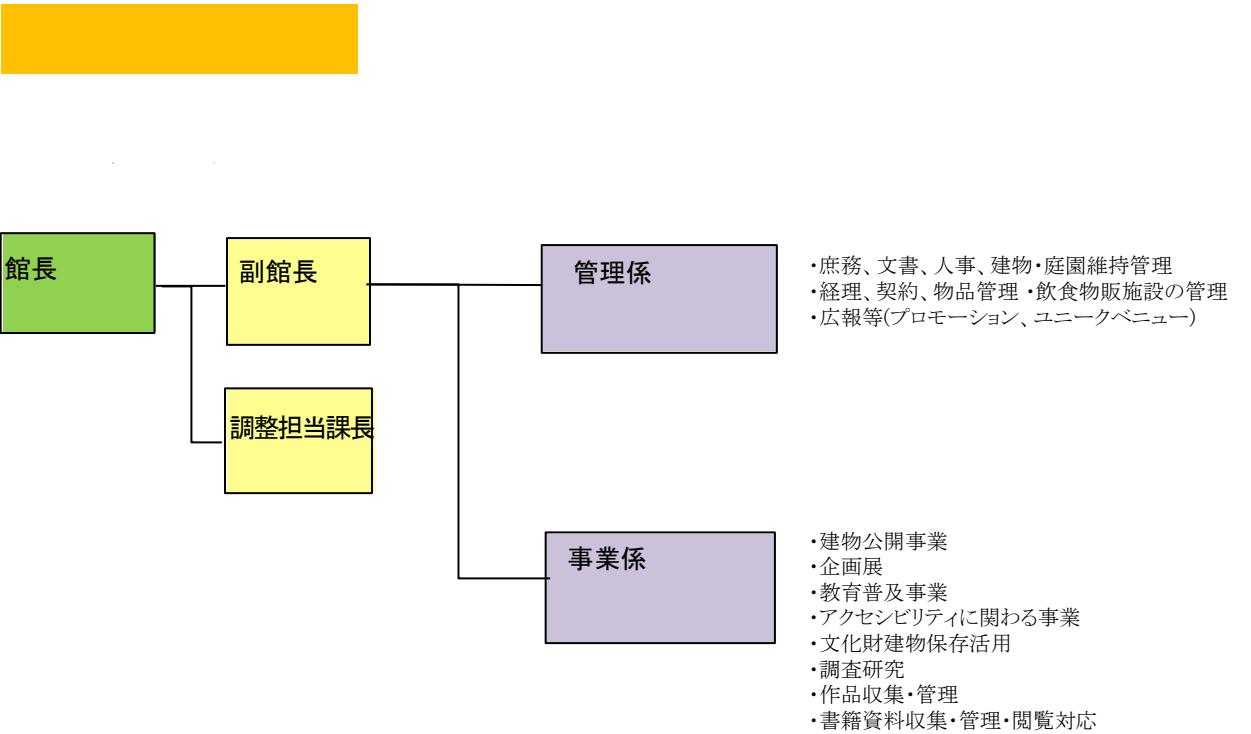
利用者が館に対して気軽に問い合わせできるよう、館のウェブサイト上に問い合わせフォームを設け、広範な意見の聴取を可能にしています。

提案課題5〔組織及び人材〕 1 効果的かつ効率的な執行体制の確保について

1. 基本的な考え方

- (1) 当館の事業規模に見合った人員配置を行い、効率的な美術館運営を行います。
- (2) 事業部門には専門性の高い学芸員を配置し、展覧会や各種教育普及等の事業を効果的に実施します。
- (3) 管理部門には建物管理、経理、庶務などの業務に精通した人材を配置し、的確な美術館運営を行います。
- (4) 管理係に当館の環境特性を活かした各種プロモーション事業やユニークベニユー対応を担当する職員を配置し、ブランド力の向上とさらなる魅力創出に努めます。
- (5) 施設運営や事業実施にあたっては、必要に応じて外部のアドバイザーや専門家の登用も検討します。

2. 運営体制・人員配置



※令和10年度以降の人員配置については、現在想定する事業等の動向や、今後東京都から実施を求められる事業に連動して必要となる人員の確保に向けて、適切に東京都へ要求し、措置されるように努めます。

提案課題5「組織及び人材」2 明確な責任体制の構築について

1. 基本的な考え方

美術館の最高責任者を館長として、実務面については副館長（館運営全般の責任者）の指示のもと、調整を担当する管理職及び各係が連絡・調整を図りながら事業を運営します。
骨格となる事業の決定は館長が行います。決定後の個々の事業実施は各部門が責任を持って行います。

1 館長	館の代表として、事業を統括します。
2 副館長	館長の意向を受け館の日々の事業を統括します。管理運営、事業展開全般のマネジメントを行います。
3 調整担当課長	副館長とともに日々の事業を統括し、グランドデザインを含めた事業全般の円滑な推進に向けて調整を行います。

2. 人材配置の考え方

(1) 館長	館の最高責任者である館長については、芸術に造詣が深く、組織運営においても卓越した見識を持つ人材を選任します。
(2) 副館長	管理職として美術館業務の経験が豊富で、管理運営面のマネジメント力を有する人材を配置します。
(3) 調整担当課長	管理職としての経験とともに、実務に関する知識と実績を有する人材を配置します。

提案課題5〔組織及び人材〕 3 専門的職員等の配置について	
1. 基本的な考え方	
重要文化財である本館と庭園を適正に管理するとともに、施設そのものが文化財である特性を踏まえた美術館事業を行い、その魅力を広く伝えていくために、専門的な知識と経験を積んだ職員を適材適所に配置し、質の高い管理運営を行います。	
2. 人材配置の考え方	
事業係長〔学芸員〕 展覧会事業、教育普及事業等、学芸事業全般に係る事業統括 事業担当係長〔学芸員〕 展覧会事業、収蔵品管理、文化財建物保存活用 事業担当係長〔学芸員〕 教育普及事業、アクセシビリティに係わる事業統括 事業係〔学芸員〕 展覧会事業、教育普及事業、収蔵品管理、文化財建物保存活用、アクセシビリティ対応 事業係〔司書〕 収蔵書籍資料管理、アーカイブ資料管理、閲覧対応 プロモーション担当 地域連携、プロモーションイベント企画実施、広報業務 ユニークベニュー担当係長 施設貸出対応、広報業務 庭園担当係長 文化財庭園保存活用、庭園維持管理	
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5 [組織及び人材] 4 人材育成の取組について

1. 人材の育成方針

(1) 職員の総合的レベルアップ

- ① 東京の文化発信拠点としての施設の使命を自覚し、文化の創造・発信をリードしていく気概を持った職員の育成及び組織風土の醸成を目指します。
- ② 文化施設運営に必要な専門能力と事務処理能力のさらなる向上を図り、従来の発想にとらわれず、新たな課題に適切・果敢に対処できる実行力を養います。
- ③ 収益・コストを踏まえた経営上のバランス感覚、的確な状況判断及び問題解決能力に優れた人材を育てます。

(2) 専門性の向上

- ① 歴史的建造物の保存・管理・活用に熱意のある職員を育成します。
- ② 事業企画や図録・論文の執筆など各分野に関して専門知識を有する学芸員を育成します。
- ③ 海外、国内との美術館ネットワークを構築することができる学芸員を育成します。

2. 具体的な取組

(1) 研修等の充実

財団が実施する研修を積極的に受講させるとともに、民間や公的団体の主催する研修、セミナーの場を最大限に活用し、職員のスキルアップを奨励します。

また、財団内外の制度を活用し、国内外諸機関・施設等への職員の中長期派遣研修を推進します。このことを通じて業務遂行に必要となる専門的な知識やスキルの習得を図るとともに、研修先である国内外の関連諸機関・施設との継続的なネットワークの構築を図ります。

特に、歴史的建造物を文化施設として活用する国内外他施設とのネットワーク構築は、文化財である旧朝香宮邸の保全と活用を使命とする当館にとって、情報交換や専門的人材の交流を通して有意義な成果をもたらすものと考えます。

さらに、建築や装飾といった館の特色に関連する企業等への視察や研修を行い、工法や修理の最新動向などを把握することによって、施設管理に幅を持たせ、時代の潮流に乗った館運営を目指します。

(2) 業務遂行上の取組

【on the job training】

- ① 経験のある職員と経験の浅い若手職員を組み合わせ、日常の実務を通じて専門性やスキルを習得させます。
- ② 定期的な職員研修会を実施し、専門性や経験の幅が異なる職員が相互に見識を深める機会とします。

【組織運営面における取組】

- ① 最新の表現、研究、サービスを取り入れるため、多様なイベント・普及事業を積極的に実施します。また、このために必要に応じて他の施設へ訪問し、ヒアリング調査等を行います。
- ② 館独自の実務研修を実施します。講師には異業種を含む民間事業者の管理職や現場担当者を招聘し、多様な視点から自身の職務を見直す契機とします。

提案課題6〔館の管理その他に関する業務〕 1 館の管理について
(1)施設等の管理業務

1. 実施方針

館の各事業運営と連携をとると同時に、都立文化施設として、「関係法令等に従い」「計画的に」「経済的かつ効率的に」「適切な措置を行う」ことにより、『安定した確実な管理』を実施します。また、物品については、『適切な管理』を実施します。

館の特性等を考慮し、以下のポイントは、特に重要と考えております。加えて、重要文化財の維持保全等を所管する関連機関と連携を図り、保全に努めます。

(1)重要文化財の管理

「旧朝香宮邸(庭園美術館)保存活用計画」(令和8年3月東京都発行予定)の基準に基づき、清掃、警備、機械設備、防災計画の策定、庭園樹木等の環境保全にあたります。

(2)重要文化財の修理

重要文化財指定範囲における修理等については、以下の手続きを行います。

- ①重要文化財指定範囲における修理等については、事前に修理内容を東京都に報告します。東京都が東京都教育委員会に協議した結果を受けて修理を行います。
- ②修理届が必要な案件では、東京都が東京都教育委員会を通して文化庁へ修理届を提出し、修理等実施完了後、財団が東京都へ報告します。
- ③修理届が不要な案件は、修理実施完了後、東京都へ報告します。

(3)庭園管理

長年の管理実績の中で、歴史的資料調査及び全樹木調査を基に積み上げてきた管理仕様に従い、芝庭、日本庭園、西洋庭園とそれぞれの作庭意図を継承、歴史的景観を後世に残していきます。さらに、日本庭園については、池泉回遊式庭園の様式に沿った空間管理の視点も盛り込んだ維持管理を行い、景観の魅力を外国人等の来館者にアピールしていきます。

【日々の施設設備のメンテナンス方針】

関係法令や維持保全業務標準仕様書(東京都)、取扱説明書等に基づき、設備機器の運転・監視、保守、点検や清掃等の保全業務を計画的に実施します。また、破損や故障等の修繕には迅速に対応し、施設の機能維持に努めます。各施設設備のメンテナンスの主な内容は別表のとおりです。

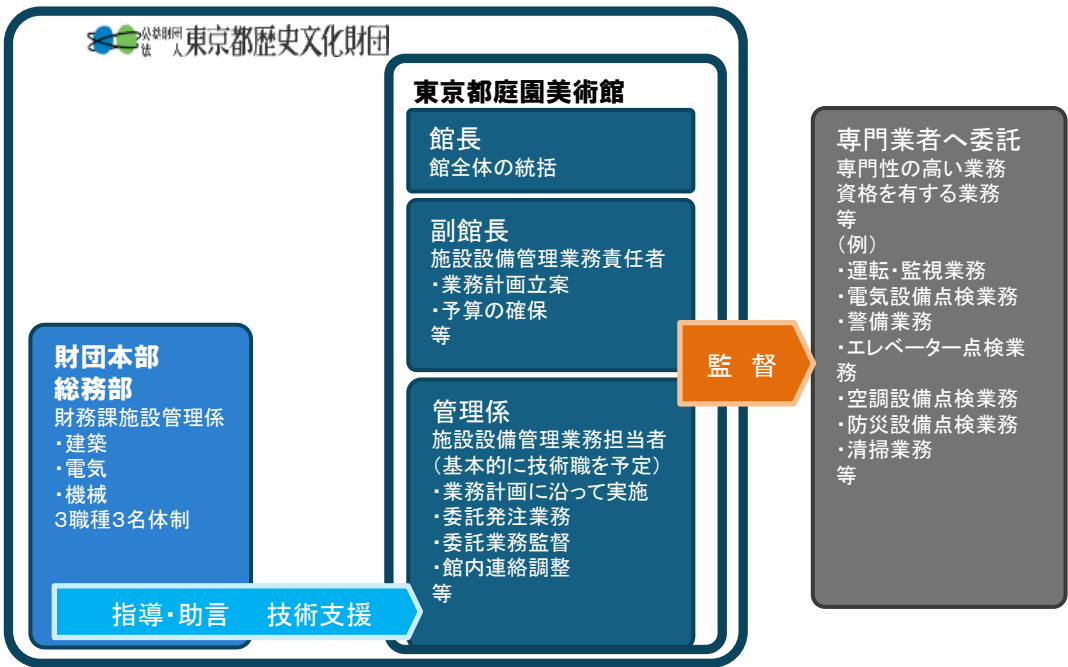
2. 実施体制

施設設備管理業務を効率的に行うために次のように実施体制を整えます。

館全体を統括する館長の下、副館長を施設設備管理業務の責任者とし、管理系の係員(基本的に技術職)を実務担当者とし、業務計画の立案やその実施においては、館の特性や運営を考慮し、財団本部である総務部財務課施設管理系の技術支援を受けながら、組織的に対応します。また、物品は、館全体の統括する館長の下、副館長を物品管理業務の責任者とし、管理系の係員を実務担当者とし、東京都への報告等は、財団本部である総務部財務課契約係を通じて、組織的に対応します。

(1)施設設備

【施設設備管理業務実施体制】



提案課題6〔館の管理その他に関する業務〕

1 館の管理について

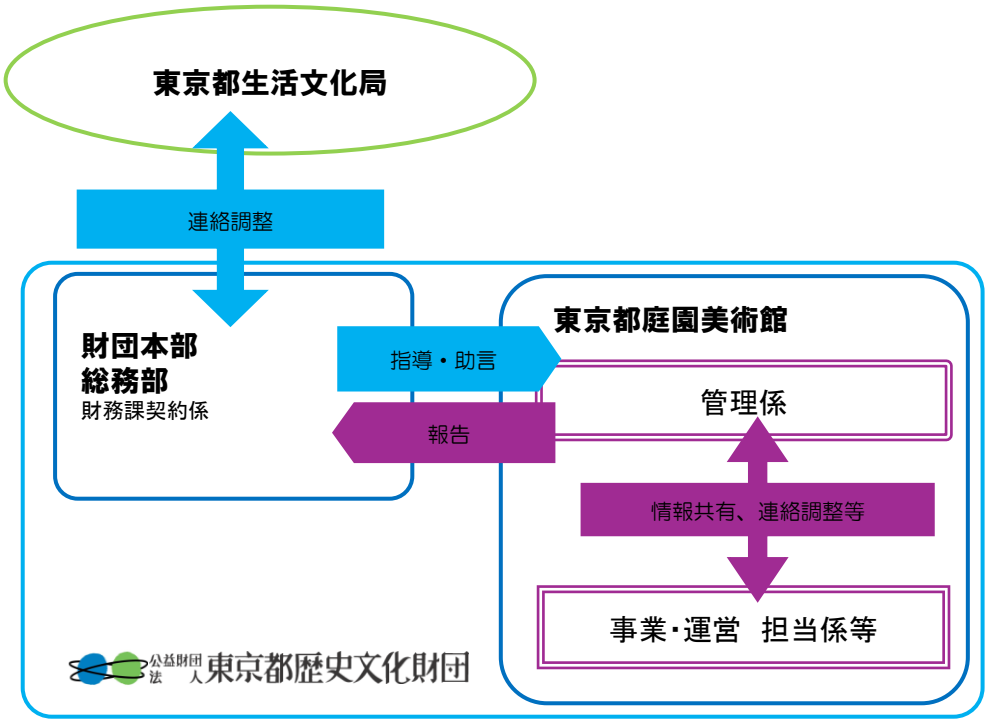
(1)施設等の管理業務

(2) 物品

- ①財団本部(総務部財務課契約係)
- ◇庭園美術館における物品管理を支援するため、以下を主な業務といたします。
- ・物品管理業務に関する指導・助言

・東京都との連絡調整等
- ②庭園美術館管理係
- ◇『適切な管理』のため、以下を主な業務といたします。
- ・館内の物品管理

・総務部への報告



提案課題6〔館の管理その他に関する業務〕 1 館の管理について
(1)施設等の管理業務

3. 指定管理者による修繕工事等の考え方

指定管理者による修繕工事等は、施設管理の観点から、以下のような考え方で取り組んでまいります。

- 日常的な補修・修繕工事**…破損や故障等に迅速に対応して建物の現状機能を保持する工事
- ・安全確保を最優先し、かつ、来館者、展覧会及び公演等への影響を考慮した応急措置、補修・修繕を実施いたします。
 - ・事業・運営等に根本的影響がなく、その不具合等が拡大する恐れのないものについては、滞りなく適切な時期に補修・修繕を実施いたします。
 - ・予定価格が高額の場合は、東京都と協議の上、緊急性の高いものや館の運営に影響が及ぶ等の理由により指定管理者又は指定管理者が指定する特定の工事業者が実施することが望ましいものについて、実施いたします。
 - ・工事記録は適切に保管するとともに、工事完了後速やかに東京都に報告いたします。

- 建物の安全管理のための修繕工事**…建物の運営における安全管理等のための設備機器のオーバーホールや消耗品の交換等の工事
- ・定期点検等による機能や劣化状態の把握により、故障等の不具合が生じる可能性が高いと予測された場合、予防的な措置として実施いたします。
 - ・事業・運営に欠かせない重要な設備機器や事故に繋がる恐れのあるエレベーター等は、適切な予防保全を行い安全管理に努めてまいります。
 - ・予定価格が高額の場合は東京都と協議の上、緊急性の高いものや館の運営に影響が及ぶ等の理由により指定管理者又は指定管理者が指定する特定の工事業者が実施することが望ましいものについて、実施いたします。
 - ・工事記録は適切に保管するとともに、東京都に報告いたします。

- 施設の維持向上に必要不可欠な改修工事(1)**…法令改正等により、社会的・政策的に施設整備が求められるもの、防災対策、バリアフリー、インフラ整備及び省エネ対策等に関する工事
- ・東京都と協議の上、緊急性の高いものや館の運営に影響が及ぶ等の理由により指定管理者又は指定管理者が指定する特定の工事業者が実施することが望ましいものについて、実施いたします。
 - ・工事記録は適切に保管するとともに、工事完了後速やかに東京都に報告いたします。

- 施設の維持向上に必要不可欠な改修工事(2)**…上記のいずれにも該当せずかつ著しい原状変更を伴う改修工事等(利用者サービス向上(ショップ・レストランの改装等)、施設管理の利便性の向上(事務室のレイアウト変更等)のための工事等)で、指定管理者の発意によるもの
- ・指定管理者の自主財源で実施いたします。
 - ・東京都と事前協議の上、承諾を得て実施いたします。
 - ・工事記録は適切に保管するとともに、工事完了後速やかに東京都に報告いたします。
 - ・原則として、指定管理期間終了時に原状回復いたします。

提案課題6〔館の管理その他に関する業務〕

1 館の管理について

(1)施設等の管理業務

4. 業務委託の考え方

施設設備管理業務は、施設利用者の安全性と快適な環境を確保し、良好な状態を維持するために不可欠な業務です。重要な設備機器や複雑・高度な機構を持つ装置・システムの保守管理業務、有資格者による点検が必要な業務、警備など専門性が高い業務については財団職員のみならず、その業務に精通した専門業者に適切に委託し、業務を行うことが必須であると考えております。これらの業務を委託した場合には、受託者に記録などの報告を求め、状況や内容の確認を適切に行ってまいります。

【委託業務一覧】

項目	主な業務内容
建物設備管理	日常運転・監視業務 建築物全般点検保守業務(建築基準法定期点検含む) 電気設備点検保守業務 空調設備点検保守業務 給排水衛生設備点検保守業務 消防設備点検保守業務 環境衛生管理業務 昇降設備点検保守業務
清掃	清掃業務
警備等	中央監視業務 受付管理業務 巡回等業務 駐車場管理業務
展示室・収蔵庫等管理	害虫生息調査及び駆除業務
植栽管理	植栽管理業務 日本庭園維持管理に関するコンサルティング業務

東京都庭園美術館 メンテナンス表

別表

項 目	業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
1 施設設備		
(1)建築全般		
建物外部		
屋根	①排水・防止性能の状態の点検 ②笠木及びパラペットの点検 ③手摺の取付部の変形・破損の点検 ④ルーフ・ドレン・樋の点検	1/年
外壁	①ひび割れ・破損状態の点検 ②タイル等の浮き・剥離状態の点検 ③防水性能・状態の点検 ④ガラスの割れ・破損の点検	1/年
建具	①開閉・作動状態の点検 ②建具回りの漏水・シーリングの点検 ③ガラス固定状況の点検	1/年
建物内部		
壁	①劣化及び損傷状況の点検	1/年
天井	①仕上材等の固定、劣化及び損傷状況の点検	1/年
床	①劣化及び損傷状況の点検	1/年
階段	①亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無を点検	1/年
電動ロールスクリーン	①表面の汚れ、損傷等の有無を点検 ②動作状態の良否を点検 ③支持部材の劣化、損傷の有無を点検 ④作動時の異常音の有無を点検	1/月 ※1/年
自動扉 多目的トイレ	①傷、サビ、腐食及び汚れの有無を点検 ②作動時の異常音の有無を点検 ③動力部、作動部の点検 ④制御装置・センサー部・電気回路の点検	1/月 ※2/年
リフター	①フレームの曲がり、亀裂、ボルト関係のゆるみの有無を点検 ②シリンダー油漏れの有無を点検 ③油圧ユニットの電動機の回転状態、異常音の有無を点検 ④電気関係のスイッチ類の異常、床合わせ補正装置の状態の点検	1/月
(2)電気設備		
断路器	①がいし汚損、損傷の有無 ②端子及び刃の過熱、変色の有無	①②1/週 ※1/年
遮断器	①ブッシング汚損、破損、亀裂の有無 ②異音、異臭の有無 ③操作部の損傷、ゆるみの有無	①②1/週 ③1/月 ※1/年
開閉器	①開閉表示確認 ②機構部の変形、損傷の有無 ③接地線の状態	①②1/週 ③1/月 ※1/年
変圧器	①温度の記録 ②異音、異臭、振動の有無 ③汚損、損傷、腐食の有無 ④端子部の損傷、変色の有無 ⑤接地線の状態	①1/日 ②③④⑤1/週 ※1/年
電力コンデンサー	①異音、異臭、振動の有無 ②汚損、損傷、腐食の有無 ③端子部の損傷、変色の有無 ④接地線の状態	①～④1/週 ※1/年
直列リアクトル	①異音、異臭、振動の有無 ②汚損、損傷、腐食の有無 ③端子部の損傷、変色の有無 ④接地線の状態	①～④1/週 ※1/年
計器用変成器	①外部の汚損、損傷の有無 ②異音・異臭の有無	1/週 ※1/年
母線、ケーブル	①外観の異常の有無	1/月 ※1/年

電力ヒューズ 受電盤、高・低圧 配電盤(キュービ クルを含む)	①保護筒、がいしの汚損、損傷、腐食の有無 ②端子部の過熱、変色の有無	1/週 ※1/年
	①外観の汚損、損傷の有無 ②信号灯・表示灯の点灯確認 ③各計器指示値記録、確認 ④操作切替開閉器の機能確認 ⑤冷却ファンの機能の良否	②③1/週 ①④1/月 ※1/年
	①動作表示の確認 ②カバー等の汚損の有無	①1/日 ②1/月 ※1/年
	①シーケンス試験(インターロック試験、保護連動試験) ②絶縁抵抗測定 ③接地抵抗測定	※1/年
	①扉、フェンス等の取付、施錠状態の良否 ②周囲の汚損、漏水、浸水等の有無	①②1/日 ※1/年
	①外観の異常の有無 ②運転状態、表示計器類の確認	①②1/月 ※1/年
	太陽光発電設備	
非常発電設備		
自家発電装置 発電機盤 付属装置 点検報告等	①発電機の汚損、損傷、取付状態 ②エンジン外観の汚損、損傷の有無 ③燃料油、潤滑油の漏れ、油量 ④試運転の実施、運転状態、表示計器類の確認	①②1/週 ③1/日 ④1/月 ※2/年
	①スイッチ、表示、計器の確認 ②操作ボックス等の状態確認 ③端子部の状態点検	①1/日 ②③1/週 ※2/年
	①燃料タンクの残油量の確認 ②燃料タンク、防油堤、油面計の漏れ等点検 ③配管・バルブ・マフラーの損傷、取付状態点検 ④始動装置の整流器スイッチ、表示、計器の確認 ⑤始動用蓄電池電圧確認、漏液の有無点検	①～③⑤1/週 ④1/日 ※2/年
	①消防法及び関係法令に基づく点検基準により、機器点検、総合点検を実施し、報告等必要な措置の実施	※2/年
負荷設備		
分電盤 動力盤 制御盤 コンセント・その他機器 (庭園灯、外灯含) 照明調光設備 避雷設備 計量メーター類	①外観の汚損・損傷の有無 ②盤内機器の異常の有無 ③端子部の緩み、過熱の点検 ④計器指示値の確認 ⑤表示灯の確認	1/月 ※1/年
	①器具の汚損、変色、錆、変形、脱落の有無 ②異音、異臭、発熱の有無 ③安定器、管球・グローランプの交換	①②1/月 ③都度 ※1/年
	①調光装置、スイッチ類の外観点検 ②調光装置、異音、発熱の有無 ③各種スイッチの正常位置の確認 ④動作、機能の確認	1/月 ※1/年
	①避雷針の状態点検 ②接地線の点検	①1/月 ②※1/年
	①テナント及び自動販売機等の使用量の記録	1/月 ※1/年
弱電設備		
拡声設備 構内電話交換設備	①放送機器の外観点検 ②スイッチ、表示、電源確認 ③放送動作、機能の確認	1/月 ※1/年
	①電子交換機の外観点検、表示確認 ②電話機の設置状態	1/月 ※2/年

監視カメラ(ITV)設備	①ヘッドエンド、モニター、カメラの外観 ②モニター映像状態確認	1/月 ※1/年
テレビ共聴設備	①アンテナ・支柱等 ②ブースター分配器等 ③映像状態確認	1/月 ※2/年
防犯機器	①制御盤のスイッチ、表示確認 ②作動状態確認	1/月 ※1/年
表示、インターホン、トイレ呼出設備	①表示器、通話機器設置状態 ②表示、通話動作確認	1/月 ※1/年
(3)空気調和設備		
空気調和設備		
ヒートポンプチラーユニット	①振動の有無の点検 ②冷温水入口・出口の温度測定・記録等 ③制御装置の機能確認 ④冷媒ガスの漏えい検査 ⑤季末、季初の点検整備	①②1/日 ③1/月 ④⑤※2/年
空気調和機	①電流値、冷温水の出口温度の確認 ②エアーフィルターの清掃及び交換 ③温湿度感知器の設定の調整 ④ボリュウムダンパーの調整 ⑤自動制御装置の機能確認及び調整 ⑥各種自動弁の作動の良否 ⑦ドレンパンの損傷、汚れ、つまりの有無	①1/日 ②都度 ③～⑦1/月 ※2/年
パッケージ型空気調和機、ガスエンジンヒートポンプ	①異音、振動の有無 ②自動制御装置の機能確認 ③付属機器の損傷、腐食の有無 ④冷媒ガスの漏えい検査 ⑤季末、季初の点検整備	①1/日 ②③1/月 ※2/年
全熱交換器	①異音、振動の有無 ②汚れの状況により清掃 ③付属機器の損傷、腐食の有無	①③1/月 ②都度 ※2/年
送風機及び排風機	①電流値の確認 ②羽根車・ケーシングの汚れの有無 ③振動・異音・ボルトの緩み等の有無 ④錆、腐食の有無 ⑤Vベルトの伸張度の適否	①1/日 ②～⑤1/月 ※2/年
変風量装置・モーターダンパー等	①機能確認	2/年
熱交換器、クッションタンク、膨張タンク、ヘッダー等	①損傷、発錆、水漏れの有無 ②水温等指示値記録	①1/月 ②1/日 ※1/年
各種配管	①配管の腐食・漏水・保温材の損傷の有無	1/月
自動制御中央監視システム	①外観の汚損、損傷の有無 ②監視盤設置状態点検 ③表示部の状態、機能確認 ④各種指示値の確認記録 ⑤警報装置の作動確認 ⑥プリンター等出力装置機能確認 ⑦電源装置の表示、状態確認	①～⑦1/日 ※2/年

(4)給排水衛生設備		
給排水衛生設備		
受水槽	①槽内の堆積物及び汚れの有無 ②警報装置及び制御装置の作動確認 ③錆及び損傷の有無 ④水位制御及びFMバルブの作動状態 ⑤マンホール施錠の有無 ⑥防虫網の取付状態及び損傷の良否	1/月 ※1/年
電気温水器	①外観点検及び清掃 ②温度調節装置の作動確認 ③湯温状況の確認 ④タイマー機能の確認 ⑤自動ブローの確認 ⑥貯湯量の確認	1/月
ポンプユニット、 ポンプ類	①圧力、電流値による作動確認 ②異音、振動の有無 ③ドレン排水状態の良否 ④外観上錆及び損傷の有無	1/月 ※1/年
洗面器・大小便 器・多目的トイレ バック類	①亀裂、破損の有無 ②水栓及び接合部等からの水漏れの有無 ③排水状態の良否 ④電池交換	①～③1/月 ④都度
フラッシュバルブ	①水量調整・水漏れ点検 ②つまり・漏水の点検	1/月
軟水装置	①作動確認 ②水漏れの有無 ③消耗品交換	①～②1/日 ③都度
ハンドドライヤー	①機能・作動確認	1/月
排水中継槽・汚 水槽・雑排水槽	①異音・振動の点検 ②悪臭の有無 ③害虫発生の有無 ④警報装置及び制御装置の作動確認 ⑤浮遊物及び沈殿物の有無	1/月 ※3/年
排水ます	①昆虫発生状況の有無 ②悪臭の有無 ③沈殿物及び堆積物の有無	①～③2/年
各種配管	①排水状態の良否 ②水漏れの有無 ③つまり・漏水・溢れの修理	①～②1/月 ③都度

(5)消防用設備		
消防用設備		
消火器	①設置状態確認	1/月 ※2/年
屋内消火栓設備	①制御盤、ポンプ設置状態確認 ②総合盤設置状態確認	1/月 ※2/年
ガス消火設備	①総合盤設置状態確認 ②盤設置状況確認	1/月 ※2/年
自動火災報知設備	①火災報知器スイッチ、表示状態確認 ②盤類、感知器設置状態	1/月 ※2/年
誘導灯及び誘導標識	①器具設置状態確認 ②ランプ点灯確認、交換	①1/月 ②都度 ※2/年
防排煙設備	①装置設置状態確認	1/月 ※2/年
防火戸 防火シャッター等	①外観点検 ②機能点検	1/月 ※2/年
非常用照明	①外観点検 ②機能点検	①1/日 ②※2/年
(6)その他		
中央監視・制御装置		
保護継電器盤 監視盤 変換器盤 補助継電器盤 中継端子盤 故障表示盤 等	①外観の汚損、損傷の有無点検 ②監視盤、中継盤機器設置状況点検 ③表示部の状態、機能確認 ④各種指示値の確認記録 ⑤警報装置の作動確認 ⑥プリンター等出力装置機能確認 ⑦電源装置の表示、状態確認	1/日 ※2/年
環境衛生管理		
空気環境	①温度及び湿度の適否確認 ②浮遊粉塵測定 ③一酸化炭素測定 ④炭酸ガス測定 ⑤温度測定 ⑥相対湿度測定 ⑦気流測定	①1/日 ②～⑦※6/年
給水設備	①残留塩素の測定 ②受水槽の水槽洗浄 ③水質検査(ビル管法の規定に基づく) ④遊離残留塩素測定	①1/日 ②※1/年 ③※2/年 ④※1/週
排水設備	①雑排水槽、湧水槽洗浄	※3/年
その他 建築設備等		
エレベーター	走行状態の確認	適宜
	①製作メーカー基準に準拠した定期点検整備	1/月 ※1/年
自動ドア	作動状態の確認	1/月 ※2/年
	①故障時の対応	都度 ※4/年
シャッター 防火壁	作動状態の確認	適宜※2/年
	①故障時の対応	都度

その他 法定点検		
建築基準法 第12条による点検	建築物の敷地及び構造	1/3年
	防火設備	1/年
	建築設備等	1/年
	昇降機と昇降機以外の建築設備	
2 清掃業務		
本館共用部		
エントランスホール 受付 応接室 ロッカー室	床面の清掃 マット類の除塵 くず入れの廃棄物処理、容器の清掃 ガラス面、壁周り及び手摺の乾拭き又は洗剤拭き コインロッカー、案内板、受付カウンター等什器備品類の塵払い、清掃 ドア把手等金具の清掃 カーペット部分のバキュームによる吸塵、しみ抜き 汚損部分の水又は洗剤拭き(タイル、石床) ガム等の除去 窓枠、壁、備品等の清掃 マット等の清潔確保	各所日常・定期 及び都度管理
廊下、階段	床面の清掃 カーペット部分のバキュームによる吸塵、しみ抜き 壁周り、手摺、巾木の拭き掃除 ガラス面、壁周り及び手摺の乾拭き又は洗剤拭き 汚損部分の水又は洗剤拭き(タイル)	
エレベーター	床面の除塵 外扉及びかご内の乾拭き 外扉溝の吸塵 表示板の乾拭き、必要に応じシリコン塗布	
ガラス面	乾拭き又は洗剤拭き	外側12／年 内側(バックエリア 6/年、展示エリア 概ね3/回※展覧 会実施状況によっ て増減あり)
本館利用施設		
広間 客室 食事室 居間 寝室	床面の清掃 カーペット・フェルト部分のバキュームによる吸塵、しみ抜き テーブル・椅子等備品の除塵、乾拭き ドア把手等金具の清掃 くず入れの廃棄物処理、容器の清掃 汚損部分の水又は洗剤拭き(タイル、石床) 展示ケースの乾拭き	各所日常・定期 及び都度管理
トイレ 多機能トイレ 授乳室	床面の清掃 床面の水又は洗剤拭き ドア把手及び間仕切り、手摺等の清掃 ホールコーナーの内容物処理 洗面器、洗面台、各便器の清掃 鏡及び什器備品の清掃 くず入れの廃棄物処理、容器の清掃 衛生消耗品の補充 水漏れの際の原因物の除去 流し台の水洗い、汚れに応じ洗剤拭き ベビーシートの目視による安全確認 ベビーシートのシーツの交換	

新館共用部		
エントランスホール ロビー 風除室	床面の清掃 マット類の除塵 くず入れの廃棄物処理、容器の清掃 ガラス面、壁周り及び手摺の乾拭き又は洗剤拭き 案内板、受付カウンター等什器備品類の塵払い、清掃 ドア把手等金具の清掃 汚損部分の水又は洗剤拭き(タイル、石床) ガム等の除去 窓枠、壁、備品等の清掃 マット等の清潔確保	各所日常・定期 及び都度管理
廊下、階段	床面の清掃 カーペット部分のバキュームによる吸塵、しみ抜き 壁周り、手摺、巾木の拭き掃除 ガラス面、壁周り及び手摺の乾拭き又は洗剤拭き 汚損部分の水又は洗剤拭き(タイル)	各所日常・定期 及び都度管理
エレベーター	床面の除塵 外扉及びかご内の乾拭き 外扉溝の吸塵 表示板の乾拭き、必要に応じシリコン塗布	
ガラス面	乾拭き又は洗剤拭き	2回／年
新館利用施設		
展示室1	床面の清掃 清掃に伴う什器の移動、再設置 テーブル・椅子等備品の除塵、乾拭き ドア把手等金具の清掃 汚損部分の水又は洗剤拭き(タイル、石床) 展示ケースの乾拭き	各所日常・定期 及び都度管理
トイレ 多機能トイレ	床面の清掃 床面の水又は洗剤拭き ドア把手及び間仕切り、手摺等の清掃 ホールコーナーの内容物処理 洗面器、洗面台、各便器の清掃 鏡及び什器備品の清掃 くず入れの廃棄物処理、容器の清掃 衛生消耗品の補充 水漏れの際の原因物の除去 流し台の水洗い、汚れに応じ洗剤拭き ハンドドライヤーの清掃、汚れに応じ洗剤拭き ハンドドライヤー drenタンクの水抜き、清掃 ハンドドライヤーエアフィルターバキュームによる吸塵及び清掃	
茶室利用施設		
広間 小間 水屋 立礼の席	床面の清掃(水拭き含む) 洗面台及び水栓(水抜き)の清掃 各種衛生器具の清掃 鏡及び什器備品の清掃 ドア把手等金具の清掃	各所日常・定期 及び都度管理

3 警備業務		
中央監視業務		
	各種警報表示盤監視 監視カメラによる監視 異常時の出入管理 施錠後の出入管理 不審者発見時の対処、連絡 巡回警備への指示、補助 有人監視の補助 防災支障上の事項に対する指示、連絡 警備日誌の作成	都度、1/日
機械警備業務		
	異常事態の現場確認、事態の拡大防止及び警報機設置会社への連絡	都度
受付管理業務		
	正門、新館出入口開閉 搬出入に伴う搬出入口シャッターの開閉 障害者等の入退場の支援 夜間の出入管理 鍵の保管管理 警備上の受付業務 来館者の案内対応 来館者の委託者への取次 委託者への郵便物の取次 不審者の発見と侵入阻止 夜間電話対応、荷物の受付 拾得物の取扱、保管及び記録 遺失物の問い合わせ対応 警備日誌の作成(トラブル等、特記事項の報告)	都度、1/日

巡回業務		
定期巡回	便所、コインロッカー、更衣室、給湯室、茶室、倉庫、駐車場等の点検	都度、1/日
	庭園内の点検	
	火気の点検及び消火栓、消火器の確認	
	施設の破損箇所の発見と処置	
	防犯重要箇所の点検	
	侵入者、不審者の阻止	
	不退去者の発見、対応	
	泥酔者の対応	
	館内禁止事項違反者への注意	
	障害物・放棄物の処理	
	積雪・漏水・浸水・騒音・臭気等発生時の処置	
	緊急時及び災害時対応	
	拾得物の取扱	
	混雑状況の把握及び委託者への報告	
定期巡回	各階各室各出入口の必要箇所の開錠・施錠巡回	都度、1/日 (休館日を除く)
	各階非常扉、非常階段出入扉の開錠・施錠巡回	
	最終退出後の施錠確認	
	侵入者、不審者及び不退去者の発見	
	警報装置の破損確認	
	各階、必要場所の点灯及び不要場所の消灯	
	来館者の案内対応	
	障害者等の支援	
	館内施設の保全監視	
	館内外の撮影者に対する注意、誘導	
	閉館後、滞留者への指示、誘導	
	巡回結果を警備日誌に記録	
展示室内巡回業務	展示室内の混雑状況の把握及び館への報告	都度、1/日 (休館日を除く)
	来館者の案内対応	
	展示物の保全	
	展示室内滞留防止	
	展示室内での飲食禁止、その他禁止事項の徹底	
	障害者等の支援	
	不審者の発見、中央警備室への連絡	
建物内外の美化に関する業務		
	汚損箇所の発見と清掃担当者への連絡処置	都度
4 展示室及び収蔵庫関係設備の保守管理業務		
展示室		
展示室	①温湿度管理の徹底 ②良好な鑑賞環境の確保 ③かびの発生や壁天井の仕上げ材の剥離等の異常の確認 ④機器の不調等の点検	①1回/日、都度 ※②2回/年 ③都度
収蔵庫		
収蔵庫	①温湿度管理の徹底 ②かびの発生や壁天井の仕上げ材の剥離等の異常の確認 ③機器の不調等の点検	①1回/日、都度 ※②2回/年 ※③4回/年

5 植栽管理業務		
植栽管理		
除草		日常
剪定・刈り込み		1/年
薬剤散布		4/年
施肥		1/年
巡回点検		日常
高木剪定		
基本剪定	常緑広葉樹剪定	1/年
	落葉広葉樹剪定	1/年
	常緑針葉樹剪定	1/年
芝生地管理		
除草		日常
芝刈り		8/年
施肥		2/年
エアレーション		1/年
不陸整正		1/年
芝生補植		1/年
灌水		乾燥時
養生		1/年
屋上緑化管理		
除草		5/年
刈り込み		2/年
施肥		1/年
清掃		
除草		年末年始除き毎日
定期清掃		24/年
集水枳定期清掃		1/年
彫刻清掃		2/年

提案課題6〔館の管理その他に関する業務〕

1 館の管理について

(2) 危機管理体制の整備

1. 危機管理対策の基本的考え方

施設の管理運営に伴う危機とは、火災、地震、風水害、感染症、不審者、テロ、建物・設備等に起因する事故など、様々なものが想定されます。これまで財団が培ってきた安全管理ノウハウに基づき、危機管理対策の向上に努めてきましたが、さらに新興・再興感染症が発生した際の対応を含め、危機に際し柔軟な対応ができるよう、危機管理マニュアルの見直しや、社会状況に合わせた対策の策定や訓練を行うなど、これまで以上に危機管理対策の推進を図ります。その際、都立文化施設として、地域や各館の特性等を踏まえ、より実践的・効果的な対策を講ずるべく尽力いたします。

財団は、東京都が目指す「安全・安心な都市」の実現に向け災害対応力を備えるとともに、後世に継承させていくべき文化資源を守ることを目的に、以下の危機管理対策を実施します。

2. 危機管理における対応・対策

(1) お客様の安全確保等の取組	
来館されたお客様に対する安全確保は、施設管理運営の根幹となります。危機管理マニュアルを作成し、日頃から対策を進めるとともに、非常時の連絡体制を明確にし、万全の対応をとっていきます。主な危機に対する対応は以下のとおりです。	
なお、緊迫化する世界情勢を踏まえたうえで、テロ等の緊急処理事態に備えて、日頃から、東京都等の関係機関と危機情報を共有するとともに、各館と所轄警察署との緊密な連絡体制を維持していきます。また、これまで実施したテロ対策の取組を活かし、テロ等に対し、引き続き、対策を進めます。	
さらに、首都直下型地震に対してお客様の安全確保のため、また、都民開放施設の責務として、東京都や関係各所等と連携し適切に備えます。	
対 策	発災時の対応
地震 火災 風水害	・火気器具周辺には燃えやすいものを置きません。 ・展示品等の落下防止、転倒防止などの対策をします。 ・消火器等防災設備位置と避難誘導動線について日頃より把握するとともに定期点検を実施します。 ・館周辺を見回り、強風にとばされやすいものや被害拡大に繋がる危険物を事前撤去します。 ・看板等の取り付けを確認します。 ・日頃より、周辺機関と連携を密に取り、あらゆる事態を想定した訓練を実施します。
不審物 不審者 テロ対策	・お客様の安全確保を最優先とし、各自が自衛消防計画に基づき初期消火、消防・警察への通報、避難誘導を行います。 ・上席・責任者が不在の場合は、財団本部 総務部に指示を仰ぎ、迅速に必要な対応を行います。 ・地震の場合には、地震の大きさや震源地情報、館周辺の被害状況等を情報収集し、お客様に適宜適切に情報提供を行います。 ・SNSを利用して、施設周辺の状況や交通情報等お客様に必要な情報を提供いたします。 ・負傷者が発生した場合は、負傷者の応急手当や、同行者の捜索を行うとともに、直ちに医療機関に連絡を行い、搬送の協力を行います。
新興・再興 感染症	・お客様の安全確保を最優先とし、警察への通報、関係部署への連絡を速やかに行い、迅速に必要な対応を行います。 ・上席・責任者が不在の場合は、財団本部 総務部に指示を仰ぎ、迅速に必要な対応を行います。 ・テロ発生時には、事前に定めたマニュアルに基づき、テロの形態等に応じて避難行動を行うなど、適切に対応を行います。 ・爆破予告等があった場合、危機管理マニュアルに基づき、直ちに警察へ通報するとともに、お客様を館外の安全な場所へ避難誘導いたします。避難誘導後、トイレ、ゴミ箱等館内を再点検し、不審物の有無を確認します。
事 故 急病人	・保健所や最寄り医療機関等との連絡体制を構築します。 ・平常時からの対策として消毒液等を設置し注意喚起します。 ・新興・再興感染症が都内で拡大している時期には、施設管理者として対応方針を定め、徹底して拡大防止に努めます。
事業 者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題6〔館の管理その他に関する業務〕 1 館の管理について (2) 危機管理体制の整備

(2) 展示品、収蔵品に対する取組

お客様に対する安全確保とともに、収蔵している貴重な作品、資料、図書を災害・盗難等から守り、確実に後世に継承させていくことも財団としての重要な役割です。

展示物等の対策としては、ケース、移動式展示ケース等については、アンカーボルトやレベルアジャスターにより固定します。また、作品転落防止策として、台座に乗せる作品にはミュージアムワックスを使用するとともに台座を床に固定し、壁にかける作品については、地震対策用フックを使用し、落下防止の処置をとっています。収蔵庫においては、ラック外の作品については、壁にロープで固定しており、ラック内の作品については、地震対策用フックを導入します。なお、災害時における美術品の保管場所の確保について、検討を進めます。

また、盗難等の対策としては、防災センターにおいて、警備監視員が24時間常駐し、地震・火災のみならず爆発物・盗難・不審人物のチェック等万が一に備えております。

(3) 情報セキュリティ対策

財団は、重要な情報資産を適切に管理するため、関係法令や財団で定める情報セキュリティ基本方針や対策基準等の情報セキュリティポリシーを遵守し、適切な措置を講じていきます。

また、情報セキュリティポリシーの遵守状況や、情報資産への侵害が発生した場合等に、迅速かつ適切な対応をするため、緊急時の対応について体制の整備を行い、財団全組織を挙げて情報セキュリティ対策の遵守に努めていきます。

さらに、システム化やAI導入等に伴い、財団が保有する情報資産が増大する中、基本方針や対策基準等を随時見直すとともに、資産管理ソフトの導入による管理強化など、システム面での対策も検討していきます。

(4) 消防設備及び感知器の設置、訓練等

①消防設備

ハロゲンガス、スプリンクラー、携帯消火器、消火栓、防火シャッター、非常用自家発電機

②感知器

自動火災報知器、煙感知器、熱感知器、排煙機

③訓練

消防計画に基づき、近隣消防署の協力を得て、自衛消防訓練を行います。年1回以上訓練を実施しており、消火器の実放射訓練、屋外消火栓の放水訓練、通報訓練、避難誘導訓練、AED操作訓練等を行います。

④その他

館内にAEDを適切な位置に設置し、即時対応が取れる体制を整えます。また、防犯カメラについては、管理責任者を配置して要綱に基づき適正な運用を図っていきます。また、災害時に利用できるWi-Fiを適切に保守・運用します。さらに、避難誘導の際に、海外からの来館者や聴覚障害者等に適切な情報が伝わるよう、やさしい日本語やメッセージボード等による対応にも努めます。

3. 危機発生時の連絡体制の確保

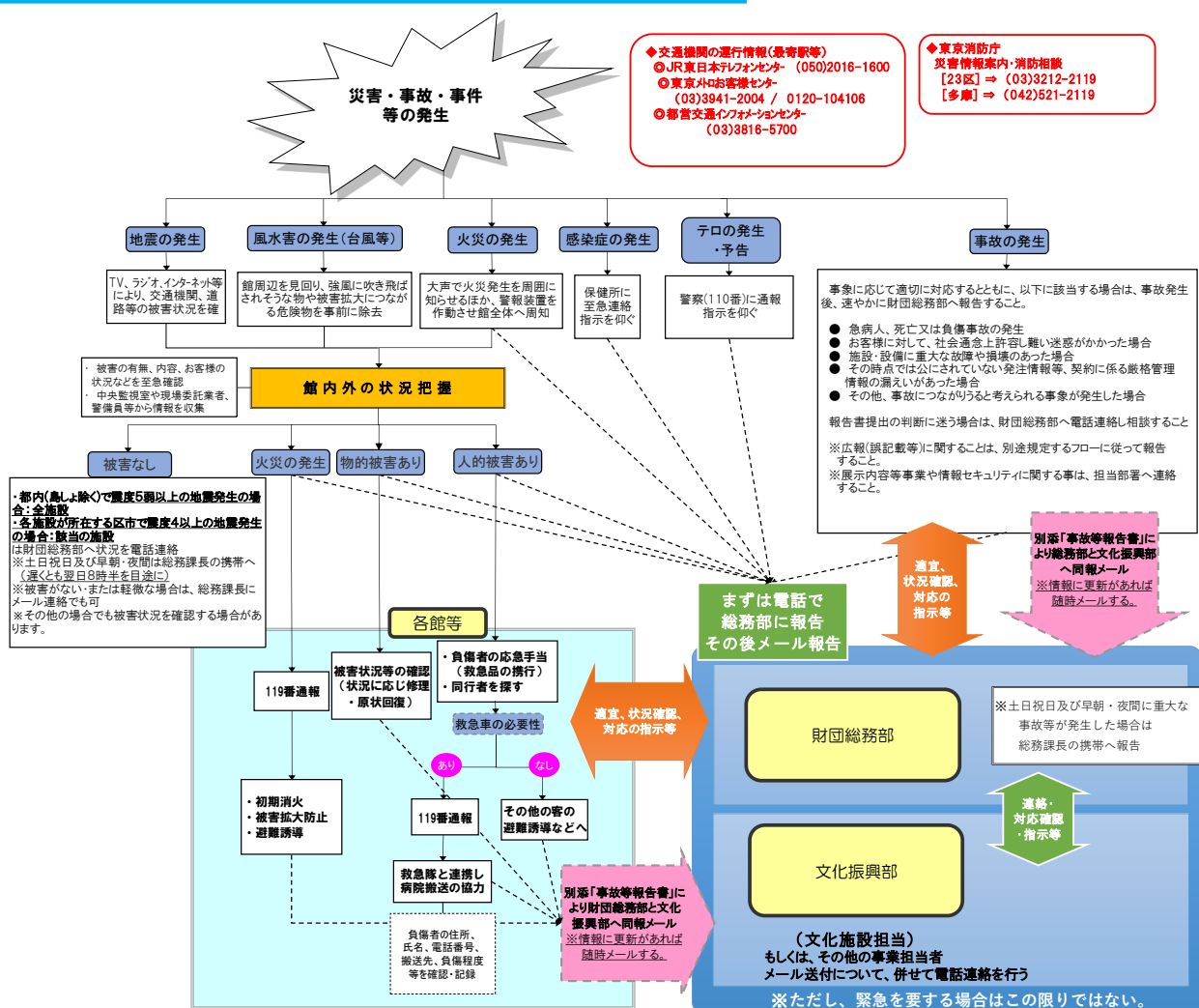
危機発生時は、財団本部及び各館で災害等の情報収集を迅速に行います。当館の状況は、随時、財団本部と東京都に対して報告します。連絡体制を確保するため、現場対応を担う職員と連絡調整を行う職員を区分するなど、館内の情報を共有した上で、緊密な連絡体制を確保します。そのため、緊急時に至急の連絡伝達を行う担当者「連絡責任者」をローテーション表等に明示します。危機管理マニュアルに沿って、隊長(副館長)不在時には副隊長(課長級)がその代理を務める、班長(係長級)不在時には次席の班員(係員)が班長を務める等し、勤務状況等に応じた実践的な体制を構築します。さらに、効率的な緊急対応を行うために各館で実施している方法等については、他館でも実施できるよう情報共有を図っていく等します。閉館時においては、館内に常駐する監視警備員等から副館長等に被害状況等を報告することとし、状況に応じて財団本部に連絡し緊急連絡網により参集した職員が対応します。また、緊急用携帯電話を配布し、休日夜間でも速やかな対応が可能となる体制を構築します。

災害・事故等発生時には、正確かつ迅速な情報発信のためマスコミへの確に情報を提供します。そのため、館内の危機発生時における体制を徹底し、指示・命令系統の徹底を図ることで、情報発信の一元化を図ります。

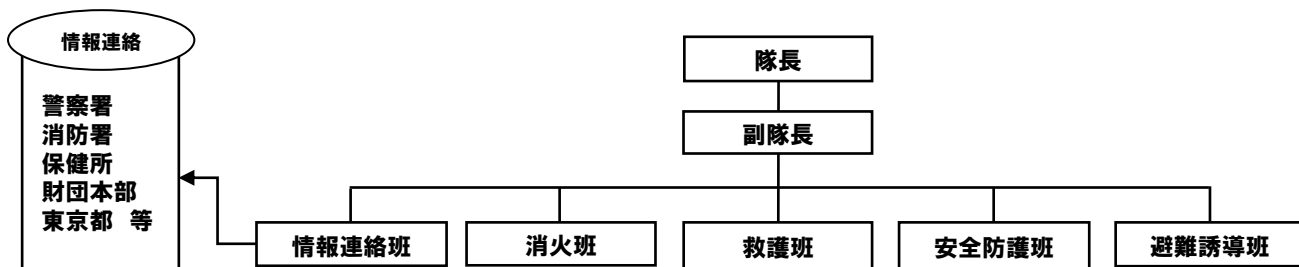
なお、東京都政策連携団体として、不適正事案発生時には、総務局にも報告をいたします。

提案課題6〔館の管理その他に関する業務〕 1 館の管理について (2) 危機管理体制の整備

(1) 災害・事故等発生時におけるフロー(イメージ)



(2) 館内の災害・事故等発生時における体制例



4. 災害発生時における都立文化施設としての役割の遂行

大規模災害発生時等には、都との協定に基づき、都立施設に求められる一時滞在施設等の役割を適切に果たし、災害備蓄品の提供や、負傷者の救護医療スペースの確保などを東京都と協議の上、実施していきます。

また、都が指定する広域ボランティア活動拠点の施設については、災害発生時、広域拠点として使用スペースの提供を行うなど、関係機関等の活動に協力します。

さらに、東京都国民保護計画における大規模集客施設として、テロ等の発生に備え、危機管理の強化を日頃から行うとともに、テロ等の危機に関する事業者連絡会に参画し、関係団体や地域団体と危機情報の共有を図ります。

今後も、より安全・安心して都立文化施設を利用していただけるよう、警察・消防機関の他、関係団体や地域団体等との連携を進め、危機管理体制の万全を図ってまいります。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題6〔館の管理その他に関する業務〕 2 地域等との連携の取組について	
庭園美術館は港区にあります。品川区の区境に接し、来館者は目黒駅からのアクセスには品川区の歩道を利用します。そのため両区との連携を中心に、さらに目黒区など近隣の区との連携も行っていく必要があると考えます。	
1. 港区との連携	
(1)クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー事業における協働	
クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー事業の中の「ダイバーシティプログラム」については、港区(地域振興課国際化推進係)と協働します。このプログラムは海外にルーツを持つ方だけでなく、すべての方を対象として「やさしい日本語」を用いたワークショップなどを行い、多様な文化背景を理解するためのプログラムです。港区内における海外ルーツの方々のネットワークを把握している港区の部署と協働し、事業を実施することで、地域自治体における多文化共生プログラムのモデルケースとなることを目指します。このほか、港区とは以下のとおり連携し、または参加していきます。	
(2)港区ミュージアムネットワーク	
区内に所在する博物館施設が相互に連携・協力して、年2回の全体会のほか、年4回情報誌を発行する等、区内に集積する文化財・文化資産の有効な活用を図りながら、各館独自の特色を活かした事業を展開するとともに、広く情報を発信していきます。	
(3)港区郷土歴史館	
白金台の東大病院に隣接した旧公衆衛生院(昭和13年)を活用し平成30年にリニューアルオープンした港区郷土歴史館と主に広報連携し、歴史的建造物を通じて地域の魅力向上に努めます。	
(4)文化芸術のみなど「ミナコレ(MINATOCOLLECTION)」	
夏と冬の年2回、港区内の美術館や博物館などの文化施設と区が連携して、文化芸術イベントを集中的に開催する事業です。イベント開催期間中は、各施設が実施するイベントのほか、夏はスタンプラリー、冬は無料巡回バスの運行も同時に行っています。	
2. 地域団体との連携	
地元地域の団体と連携し、以下の事業を行います。	
(1)庭園マルシェの開催	
近隣の商店を中心としたキッチンカーやブースが出店し、目黒駅周辺の団体、近隣の区やなどとも連携したワークショップやコンサート等も行う庭園マルシェを定期的に行うことで、庭園に賑わいを創出し人が集まり交流する場を提供します。将来的には自発的な運営主体を育成し、文化的な発信の場となるよう段階的に整備していきます。	
(2)地元商店会との連携	
品川区に位置する目黒駅前商店街振興組合とさらに連携を深め、目黒区の商店街との連携も図ります。また、白金台のプラチナヒルズ商栄会の会員となり商栄会主催のイベントに参加することで来館のハードルを下げ、住民が集う拠点として地域に根差した文化施設となることを目指します。	
(3)オリジナル商品の開発	
近隣の店舗や施設と共同で館のオリジナル商品の開発を実施します。地元店舗や企業との連携を行うことで地域の活性化に寄与します。	
(4)商業施設との連携	
と連携し、展覧会のポスターを掲示していただくほか、当館の半券での割引などが受けられるチケットサービスを行うなど、双方にとってメリットとなる連携を行い、地域振興にも貢献します。	
3. その他近隣区の華道茶道連盟との連携	
これまでとは、春・秋の呈茶会を定期的に行っており、茶会参加者の満足度も高く好評です。一方で担い手たちの高齢化は避けがたく、今後は近隣区の華道茶道連盟との連携も視野に入れつつ、事業の継続を図ってまいります。	
4. 大使館や近隣ホテルとの連携	
庭園美術館の周辺には大使館や高級宿泊施設が点在しています。これらの施設に美術館のパンフレットや、展覧会の案内を配布してもらい、国内、海外からの観光客の来館を促します。また、地域の特色を活かし各国大使館と共同したイベントを庭園等で開催し、異文化交流ができる場として地域に貢献します。「光華倶楽部」事業においても、港区内の大使館との連携をさらに深めていきます。	
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題7〔自由提案〕

1. 実施方針

(1) 若者たちとの交流の場へ

当館の環境特性を活かし、青少年や大学生など若者たちの活躍の場を提供します。

当館には緑豊かな庭園や、宮邸時代に由来する重要文化財の茶室など、アール・デコ建築の本館以外にも様々なかたちで活用できる文化資源が複数あります。

これらの資源を活用し、都内の中高校生・大学生など、東京の将来を担う若者たちが集い、自ら発信する拠点となるべく、様々な機会を提供します。

(2) 国際理解と交流の場へ

近隣に数多く所在する各国大使館と連携し、当館庭園を使った国際交流イベントを開催し、多種多様な文化が交流する場としていきます。

2. 検討例

○ 建築や美術を専攻する大学生・大学院生による来館者向けのイベントやワークショップの開催、教育学専攻の学生たちと近隣の保育園・幼稚園などとの交流機会の創出、若年層の演奏者によるコンサートの開催、高校生による茶会の実施などを想定しています。

○ 近隣所在の各国大使館や文化セクションと共催し、当館庭園を使った国際交流イベントを実施します。

各国からは代表的な郷土料理や飲料などをブース形式で出店してもらうほか、ステージを設けて伝統舞踊や音楽演奏など各国の歴史や文化を理解するための各種イベントを開催します。

また、各国の植物を紹介し、その植物で作ったフラワーアレンジの展示や、各国の工芸品や装飾品などのミニ展示を通じ、職人の手仕事の美を体感できるようにします。さらに、挨拶などの簡単なやりとりを学ぶ語学ラウンジ、大使館職員や元外交官によるプロトコルや外交関連のエピソードなどのトークを設け、外交の一端に触れられる体験を提供します。

3. 期待される効果

○ 若者たちと来館者との交流の場を設けることで、当館の来館者層をより幅広い年代に広げるとともに、世代間の交流を通じて、相互理解や協力を促進していきます。

○ 若者の自由な発想に基づく発信力を、創造活動の基盤づくりに活かしていきます。

○ 当館の立地特性を活かして国際交流と多文化共生、地域連携に寄与するとともに、美術の鑑賞だけでなく文化の対話ができる美術館として、独自のプレゼンスを確立し、ブランド力の向上へと繋げていきます。

○ 世代や文化の違いを超えた多様な人々が集う交流拠点として、そこでの交流が創造の基盤となる文化的都市空間の素地を構築していきます。